



# 119情報

区連会 3月定例会  
令和8年 3月19日  
都 筑 消 防 署

## ■ 区内の火災状況

※焼損面積は1㎡未満を切り捨てて表示しています。

都筑消防署

区分 / 年別		令和8年		令和7年		累計前年比 増△減
		2月	累計	2月	累計	
火災件数 (件)		7	10	5	8	2
火災種別	建物火災 (件)	6	7	1	2	5
	車両火災 (件)	1	1	0	2	△1
	その他の火災 (件)	0	2	4	4	△2
焼損面積 (㎡)		192	255	0	0	255
死者 (人)		0	0	0	0	0

【2月中7件】  
 2日 東方町 車両火災  
 5日 北山田三丁目 建物火災  
 8日 荏田南一丁目 建物火災  
 12日 東方町 建物火災  
 20日 池辺町 建物火災  
 23日 仲町台三丁目 建物火災  
 24日 早瀬一丁目 建物火災

## ■ 区内の救急状況

救急車を呼ぶか迷ったら#7119

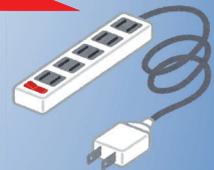


区分 / 年別		令和8年		令和7年		累計前年比 増△減
		2月	累計	2月	累計	
救急件数 (件)		836	1,761	803	1,797	△36
救急種別	急病 (件)	590	1,240	575	1,307	△67
	交通事故 (件)	29	69	27	61	8
	一般負傷 (件)	155	337	144	313	24
	その他 (件)	62	115	57	116	△1

※ 数値は速報値のため、変更になる場合があります。

## 都筑消防署からの問題！

### Question



多くのご家庭で使用されている**延長コード**ですが、通常使用の場合、**安全に使用できる期限の目安**は何年でしょうか？

①約5年 ②約10年 ③約15年

正解は①約5年



住宅用火災警報器は**10年**を目安に

**点検 交換** をしましょう!!

詳しい点検方法やご案内は

都筑消防署

までお問合せください



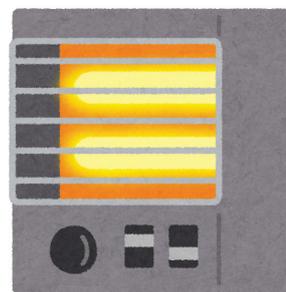
☎045-945-0119

都筑消防署・都筑消防団・都筑火災予防協会

# 電気ストーブ火災に注意！

## ストーブ火災の約7割は 電気ストーブが原因

「炎が出ないから安全」という油断や、  
軽くて倒れやすいなどの理由があげられます

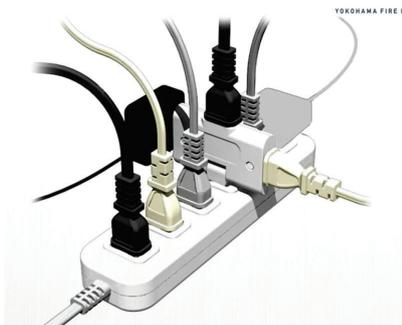


## 可燃物を近づけない

- ・カーテン・布団・洗濯物などをそばに置かない
- ・直接触れていなくても発火する危険があります

## 転倒しないよう安全な場所に 設置する

- ・人がよく通る場所・不安定なところは避ける
- ・子どもやペットがいるご家庭では特に注意



## 延長コード・たこ足配線を避ける

- ・電力容量を超えて発熱し、コード火災の原因になります
- ・消費電力の大きい電気ストーブは直接コンセントへ接続

## 「新たな防災気象情報」・「気象警報等発表区域の細分化」の運用開始について【情報提供】

### 1 事業の趣旨

(1) 新たな防災気象情報

令和8年5月下旬から、新たな防災気象情報の運用が全国で始まります。

(2) 気象警報等発表区域の細分化

横浜地方気象台から横浜市域に発表される気象警報等は、現在「市全域」に発表されていますが、令和8年5月下旬から、「北部」及び「南部」の2区域に細分化されて発表されることとなります。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】 本制度の開始について、ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合会の定例会等において、地域の皆様への周知にご協力をお願いします。

【単位会長】 定例会等での情報提供をお願いいたします。

### 3 概要

(1) 新たな防災気象情報

別紙のとおり

(2) 気象警報等発表区域の細分化

別紙のとおり

# 令和8年から 気象警報等が 大きく変わります。



警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます。

◎発表される警報・注意報の名称にレベルが付記されます。避難行動と直結するレベルがすぐわかり、避難判断の目安が明確になります。詳しくは裏面に。

【変更例】

(旧) 「大雨警報」

→ (新) 「レベル3大雨警報」



「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます。

◎危険な場所から避難が必要な状況であるレベル4相当の情報が「危険警報」として発表されます。

【変更例】

(旧) 「土砂災害警戒情報」

→ (新) 「レベル4土砂災害危険警報」

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

【お問い合わせ】

横浜市総務局緊急対策課 電話：045-671-2064/FAX：045-641-1677  
若しくは、最寄りの区役所総務課にお問い合わせください。

# 避難のタイミングは レベルで判断



災害が起きる前に何をすべきか、  
レベルごとにチェック！

時間推移のイメージ

数日～  
1日前

**レベル1 早期注意情報** ・災害への心構えを一段高める

半日～  
数時間前

**レベル2 注意報** ・ハザードマップ等で災害リスクを再確認する  
・自らの避難行動を確認

数時間～  
3時間前

**レベル3 警報** ・避難に時間がかかる**高齢者等は危険な場所から避難する**  
・高齢者等以外の人にも必要に応じて避難の準備や自主避難

2時間～  
0時間前

**レベル4 危険警報** ・**危険な場所から全員避難する**  
※台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了

災害  
発生

**レベル5 特別警報** ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況  
・今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する

## 気象警報等の発表区域が南北に分かれます。

POINT



なぜ、南北に分けて発表するの？

◎横浜市は面積が広く、降雨の状況や危険度に地域差が生じやすいという特性がありました。そのため、市内全域で発表される気象警報等が、区域によっては実際の危険度と必ずしも一致していない場合があります。今回、発表区域を北部・南部に分けることで、より実際の危険度に即した気象警報等を発表できるようになり、また、市としての確かな防災対応を図ることができます。

POINT



何が変わるの？

◎全ての気象警報等（大雨、土砂、高潮など）が南北に分かれて発表されます。例えば、これまで市内全域で発表されていた「大雨警報」が、今後は「レベル3大雨警報（横浜市北部）」、「レベル3大雨警報（横浜市南部）」と発表されるようになります。



## 団体見学も大歓迎!

見て、触れて、体験できる!「かながわ赤十字情報プラザ」



自治会・町内会等の研修や、小学校の校外学習先としても大人気な赤十字展示室。AEDやエアテントによる仮設診療所、地雷模型など多数の展示のほか、体験コーナーも充実。見学される方のご要望に応じて、ガイドが解説します。お気軽にお越しください。

【入館料】無料

【開館日】平日、第1・3日曜日 10:00~16:30

【場 所】〒231-8536 横浜市中区山下町70-7 日本赤十字社神奈川県支部  
みなとみらい線「日本大通り駅」3番出口より徒歩1分  
JR京浜東北線・横浜市営地下鉄ブルーライン「関内駅」徒歩10分

日本赤十字社 神奈川県支部  
Japanese Red Cross Society

〒231-8536 横浜市中区山下町70-7  
TEL 045-681-2123(代表)



日赤 かながわ



神奈川県支部による災害時を想定した訓練の様子

# わたしたちの神奈川だから



赤十字活動資金にご協力をお願いします。

# 皆さまのご支援を安心に

日頃から日本赤十字社の活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。  
赤十字は、地域福祉やボランティア活動など、地域に根ざした活動を行っております。  
そして、災害が発生すると自治体や地域住民の方々と協力して救援活動を行うなど、  
地域と密接なかかわりがあります。  
いかなる状況下であっても、地域の皆さまのいのちと健康、尊厳を守ることを赤十字の  
使命とし、これからも活動を続けてまいります。

皆さまに 幅広くご活用いただけます！！

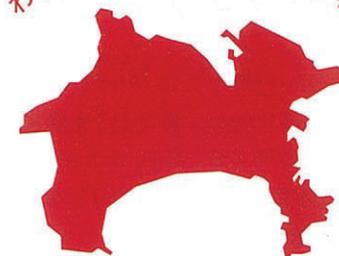
## 災害からあなたと大切な人を守る 「赤十字防災セミナー」



大規模災害時に、地域コミュニティで必要となる「自助」「共助」の力を高める「赤十字防災セミナー」。皆さまのまちで災害が発生したときに予想される被害、避難生活などの課題をイメージしながら、いのちを守り、暮らしをつなぐための方法などを、地域に密着した方法でお伝えしています。

# つなげたい

わたしたちの神奈川だから



## CONTENTS

INTRODUCTION	2	税制上の優遇措置について	14
日本赤十字社のはじまり	4	表彰について	15
事業紹介	6	市区町村の赤十字担当窓口	16
事業予算	11	神奈川県内の赤十字施設	18
会費(活動資金)のご協力方法	12	赤十字についてのQ&A	19

～神奈川県支部の活動の一例～

## 人間のいのちと健康を守る 「救急法等講習」



心肺蘇生やAEDの使い方、子どものけがの手当や災害時の高齢者支援など、各種講習を行っています。

## いのちを守る体験教室 「赤十字de自由研究」



小学生(4年生以上)と保護者を対象に親子で“防災”や“いのち”を守る体験イベントを夏休みに開催しています。

## 今からおよそ170年前

スイス人のアンリー・デュナンは、1859年のイタリア統一戦争の激戦地ソルフェリーノで悲惨なありさまを目の当たりにし、傷ついて放置されていた人々を敵味方の区別なく救護しました。赤十字が誕生した瞬間です。現在、赤十字はそのネットワークを191の国と地域に広げ、紛争・災害時における傷病者の救護活動をはじめ、災害対策、復興支援、医療・保健、青少年育成など幅広い人道支援活動を行っています。



アンリー・デュナン

人間を救うのは、人間だ。  
Our world. Your move.

— 日本赤十字社スローガン —

## 日本赤十字社



佐野 常民



西南戦争時の救護所

1867年に佐賀藩士の佐野常民(初代社長)は、パリ万博の派遣団に加わり、現地で赤十字の展示を見て「敵味方の区別なく、救う」という赤十字精神に感動しました。1877年には西南戦争がおり、多くの兵士が戦野に倒れました。佐野はアンリー・デュナンと同じ考えのもとに「博愛社」を設立し、敵味方の区別なく救護にあたりました。その後、日本がジュネーブ条約に加入し、「日本赤十字社」と改称しました。



日本赤十字社本社(東京都港区)

## 神奈川県支部の紹介



旧 神奈川県庁舎



関東大震災における臨時救護



日本赤十字社神奈川県支部(横浜市中区)

全国47都道府県にある日本赤十字社の支部のひとつとして、1887年に「神奈川県委員部」が誕生(神奈川県内)。1896年に「神奈川県支部」と改称しました。災害救護活動をはじめ、救急法の普及やボランティア活動の推進などの拠点として活動を展開しています。さらに、県内全ての地域の人々に赤十字の活動が届くよう、赤十字事業の推進を担う赤十字担当窓口(地区・分区)を設置しています。(p.16参照)

## 災害救護事業



いつ起こるか  
分からない  
災害に備えて  
できること



災害が発生すると被災地に救護班を派遣し、「医療救護活動」や「こころのケア活動」を行います。また、被災者に救援物資をお届けするほか、義援金の受付も行います。神奈川県内では救護班を常時15班編成し、5つの倉庫（横浜市中区・港北区、横須賀市、南足柄市、箱根町）に次の救援物資を備蓄しています。

### 救援物資の例



#### 毛布

保管や配送を考慮して真空パックで圧縮しています。



#### 緊急セット

ラジオ、懐中電灯、マスクやウェットティッシュ等の衛生用品などが収納されています。



#### 安眠セット

マットレス・空気枕・アイマスクなどが収納されています。



#### 援護物資

洗剤、歯ブラシ、タオルなどの身の回りの品を収納し、県内各市区町村の赤十字担当窓口に配備し、火災・風水害などの際に配布します。

## 救急法等の講習



大切な人を  
救うため  
それはあなたに  
できること



いのちと健康を守るための具体的な知識と技術を伝える講習を、ボランティア指導員の協力のもと、神奈川県内各地で開催しています。

令和6年度講習開催実績		開催回数	参加人数
救急法	日常生活における事故防止や手当の基本、胸骨圧迫や人工呼吸の方法、AED（自動体外式除細動器）の使い方などを学びます。	693回	16,777人
水上安全法	水辺の事故防止、おぼれた人の救助・応急手当の方法などを学びます。	100回	2,322人
健康生活支援講習	高齢期を健やかに生きるための知識や、高齢者の自立に役立つ介護技術などを学びます。	100回	2,057人
幼児安全法	乳幼児期に起こりやすい事故の予防とけがの手当、かかりやすい病気の対処方法などを学びます。	136回	2,109人
雪上安全法	雪上の事故防止、けが人の救助の方法などを学びます。	0回	0人

合計1,029回 23,265人

## 血液事業



安全な血液を安定的に届けるために

国や地方公共団体などと協力し、血液製剤の安全性の向上と安定供給に努めています。神奈川県内では、7カ所の献血ルームと11台の献血バスなどにより、皆さまから献血のご協力をいただいています。



## 国際活動



災害・紛争・病気…  
世界中で  
苦しむ人を  
救うために



191の国と地域に広がる赤十字のネットワークを生かし、災害や紛争による被災者の救援活動と開発途上国における防災・保健衛生などの支援活動を行っています。令和8年度神奈川県支部では、ラオスの救急法普及支援事業、インドネシアの防災強化事業、モンゴルの保健医療支援事業に取り組みます。

## 青少年赤十字



子どもたちの「主体性」を育むために

赤十字の精神に基づいた態度目標「気づき」「考え」「実行する」を掲げ、様々な活動が学校教育の中で展開されています。けがの予防と応急手当などを学ぶ「健康安全プログラム」や、災害の備えなどを学ぶ「防災教育プログラム」の普及推進に力を入れています。



## 赤十字ボランティア



赤十字の  
使命とする  
人道的な活動を  
実践しています



1859年、戦時に、敵・味方の区別なく負傷者の救護をしたのが赤十字ボランティアの始まりです。時代が変わっても「苦しんでいる人を救いたい」という思いは変わりません。神奈川県内に日本初の奉仕団が発足してから79年、今では93団、約2万人の赤十字ボランティアが活躍しています。赤十字の活動は、奉仕団をはじめとする赤十字ボランティアによって支えられています。

- 地域赤十字奉仕団 [51団:18,598人]  
県内市区町村ごとに結成され、主に地域社会をより良くする活動として、地域のニーズに合わせ、子育て支援や高齢者支援、環境美化等を行っています。
- 特別赤十字奉仕団 [42団:1,857人]  
※大学生、青年層の青年赤十字奉仕団5団を含む  
特技や専門の技術を持った人たちが集まり、多様なニーズに応じた活動を行っています。例として、点字・録音図書の作成（視覚障害援助関係奉仕団）、救急法等講習普及（安全奉仕団ほか）、災害救護（救護、無線、山岳の各奉仕団）を行っています。
- 赤十字防災ボランティア [8ブロック:361人]  
居住地域を中心に、災害時は応急救護や復旧活動への協力、平時は地域イベントへの協力等を行っています。

## 医療事業



皆さまに  
信頼される  
病院の運営を  
目指して



全国で91の病院を運営し、災害医療拠点病院の役割をはじめ、各地域における中核医療機関として日々、皆さまに信頼される病院運営に努めています。神奈川県内では、横浜市立みなと・秦野・相模原赤十字病院を運営しています。

※横浜市立みなと赤十字病院:横浜市の指定管理者として運営しています。

※相模原赤十字病院:相模原市内の診療所(青野原・千木良・藤野)を相模原市の指定管理者として運営しています。



横浜市立みなと赤十字病院



秦野赤十字病院



相模原赤十字病院

## 看護師の養成



災害救護や国際救援など  
幅広く活躍できる看護師を育成

県内赤十字病院における必要な看護師を確保するための奨学金貸与事業に対して助成するとともに、災害救護・国際救援の分野等でも幅広く活躍できる看護師を育成するための研修や訓練に力を入れています。

## 赤十字活動資金の使い道

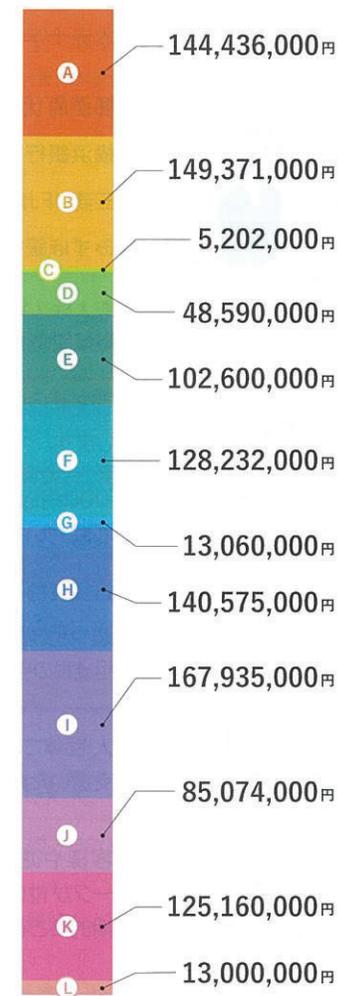
令和8年度事業予算

予算合計 **1,123,235,000円**

皆さまからお寄せいただく活動資金で  
次の事業を予定しています



- ① 災害救護訓練、  
救援物資倉庫の維持管理、  
救護資機材の整備など
- ② 救急法等講習、奉仕団活動、  
青少年活動など
- ③ 国際開発協力事業
- ④ 災害救護に必要な  
医療機器の整備
- ⑤ 各市区町村における  
赤十字活動
- ⑥ 会費募集、広報など
- ⑦ 看護師確保のための  
奨学金など
- ⑧ 災害発生時や施設、設備の  
改修整備のための積立金など
- ⑨ 管理経費
- ⑩ 支部社屋の修繕計画に基づく  
大規模修繕や維持管理経費など
- ⑪ 本社における  
全国規模の赤十字事業の展開
- ⑫ 予備費



## 会費(活動資金)のご協力方法

赤十字が行う活動は、皆さまからお寄せいただく活動資金によって支えられています。活動をさらに充実させるため、皆さまの継続的なご協力をお願いします。

### 地域での ご協力

町内会・自治会のご協力により募集を行っています。また、市区町村の赤十字担当窓口でも受け付けています。

### 郵便局・銀行 でのご協力

日本赤十字社神奈川県支部では、専用口座を開設しています。

郵便局(ゆうちょ銀行)	00290-8-20001
横浜銀行 県庁支店(普通)	1031284
三菱UFJ銀行 横浜中央支店(普通)	1110858
みずほ銀行 横浜支店(普通)	1733012



受取人は、いずれの口座も「日本赤十字社神奈川県支部」です。金融機関によっては、振込手数料をご負担いただく場合があります。

### 口座振替

2,000円以上の金額を、毎月または毎年、ご希望の口座からお振替します。

### クレジット カード・ Amazon Pay

2,000円以上の任意の金額  
でご協力いただけます。  
Webで気軽にすぐできる!

申し込み  
フォーム



### 遺贈・相続 財産の寄付

遺贈や相続財産、お香典返しによるご寄付を受け付けています。  
※相続税の申告の際に必要な証明書を発行できます。

### 周年記念事業 でのご協力

法人・団体さまの大切な節目となる周年事業において、赤十字活動をご支援いただくことで、社会貢献活動を広くPRできます。

### 寄付金付 自動販売機 でのご協力

お客様や従業員の皆さまの目に触れる場所に赤十字マークが付いた自動販売機を設置し、売り上げの一部を定期的にご寄付いただけます。



日本赤十字社への寄付は、税制上の優遇措置が受けられます。詳しくは、14ページを参照。ご要望やご相談がございましたら、お気軽に振興課までお問い合わせください。

## 募集方法について (あくまでも一例です)

町内会、自治会、奉仕団などの皆さまに、各ご家庭を訪問するなどして、会費(活動資金)のご寄付をお願いしています。また、年間を通じて、日本赤十字社神奈川県支部および市区町村の赤十字担当窓口(16、17ページ)でも受け付けています。

1

委嘱状、受領証、協力会員門標、パンフレット、広報用チラシなどを  
持ち、各ご家庭を訪問します。



#### 委嘱状

会費(活動資金)募集の  
業務をお願いしている証。



#### 受領証(10枚つづり)

会費(活動資金)を受領した  
際に発行します。

#### 協力会員門標



寄付者の皆さまに  
お渡します。

#### パンフレット



この  
冊子です。

#### チラシ



配布、  
または  
回収します。

2

チラシなどで趣旨を説明し、会費(活動資金)を預かり、  
受領証を発行します。  
なお、ご寄付は、任意であり、強制するものではありません。

3

各町内会などで集められた会費(活動資金)と受領証の控えを  
町内会長など(協賛委員)へ引渡します。

4

各町内会長など(協賛委員)は会費(活動資金)と受領証の控えを  
各市区町村の赤十字担当者へ引渡します。

## 会員制度について

「会員」とは、赤十字の理念と活動に賛同し、年額2,000円以上のご協力を  
いただいた方(個人、法人・団体)のことです。

会員として加入いただいた方\*には年2回程度、会員誌などをお送りします。

\*会員ご希望の方は、ご寄付の際にお申し出ください。

また、「会員」以外でご寄付いただいた方を「協力会員」と呼びしています。

## 税制上の優遇措置について

日本赤十字社に対してご寄付をいただくと、次のような税制上の優遇措置が受けられます。

	優遇措置の名称等	寄付の内容	優遇措置の内容
個人	特定寄付金	日本赤十字社に対する寄付金で、日本赤十字社の事業にあてられるもの。	寄付金の金額(ただし、上限は寄付者の年間所得額の40%まで)から2千円を差し引いた額が寄付者の年間所得総額から控除されます。
	住民税にかかる寄付金控除 (募集期間 4月～翌年3月) <sup>※</sup>	日本赤十字社の各都道府県支部に対する寄付金で、総務大臣の指定をうけた事業にあてられるもの(災害救護設備の整備など)。	寄付金の金額(ただし、上限は寄付者の年間所得額の30%まで)から2千円を差し引いた額の10%が寄付者の住民税額から控除されます。
	相続税の非課税	相続または遺贈により財産を取得した方から、日本赤十字社に対する寄付金で、日本赤十字社の事業にあてられるもの。	相続または遺贈により取得した財産の全部または一部を寄付した場合、寄付した相続財産の価格は、相続人の納めるべき相続税の課税価格から除外されます。 ※遺言状により受け取りを日本赤十字社神奈川支部に指定することができます。
法人	指定寄付金 (募集期間 4月～9月) <sup>※</sup>	日本赤十字社に対する寄付金で、財務大臣の指定を受けた事業にあてられるもの(災害救護設備の整備など)。	法人の有する通常の損金算入限度額にかかわらず全額損金算入ができます。
	特定公益増進法人に対する寄付金	日本赤十字社に対する寄付金で、日本赤十字社の事業にあてられるもの。	法人の有する通常の寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額を損金に算入することができます。

※住民税にかかる寄付金(個人)および指定寄付金(法人)については、募集限度額の関係で適用にならない場合があります。また、住民税にかかる寄付金は、居住地の日本赤十字社都道府県支部へのご寄付に限られます。

## 表彰について

日本赤十字社にご寄付をいただいた方へ日本赤十字社や国からの表彰をご用意しております。

### 日本赤十字社からの表彰

金色有功章を受章され、さらに会費(活動資金)として累計50万円以上ご寄付いただいた方(個人、法人・団体)に贈呈させていただきます。



個人、法人・団体

社長  
感謝状



有功章記(個人)



有功章(個人)



有功章(法人・団体)

金色  
有功章

会費(活動資金)として累計50万円以上ご寄付いただいた方(個人、法人・団体)に贈呈させていただきます。



個人、法人・団体

銀色  
有功章

会費(活動資金)として累計20万円以上ご寄付いただいた方(個人、法人・団体)に贈呈させていただきます。

特別  
社員章

会費(活動資金)として、一時または数次に2万円以上のご寄付をいただき、お申し出のあった方に贈呈させていただきます。

### 国からの表彰

厚生労働大臣  
感謝状

会費(活動資金)として4月～翌年3月(同一年度内)に個人では100万円以上、法人・団体では300万円以上ご寄付いただいた方に贈呈させていただきます。

紺綬褒章

会費(活動資金)として一時または予め分納(期間の制限なし)の申出により、個人では500万円以上、法人・団体では1,000万円以上ご寄付いただいた方に天皇陛下からの褒章の記を贈呈させていただきます。

税制上の優遇措置および表彰に関するご質問等については、振興課までお問い合わせください。

# 市区町村の赤十字担当窓口

神奈川県内の各市区役所、町村役場、社会福祉協議会など、60カ所に赤十字窓口(地区・分区)を設置し、地域に根ざした様々な赤十字活動を展開しています。

名称	所在地	電話番号
横浜市地区本部	〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市健康福祉局 福祉保健課	045-671-4044
鶴見区地区	〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央4-37-37 リオベルデ鶴声2階 鶴見区社会福祉協議会	045-504-5619
神奈川地区	〒221-0825 横浜市神奈川区反町1-8-4 はーと友神奈川1階 神奈川区社会福祉協議会	045-311-2014
西区地区	〒220-0011 横浜市西区高島2-7-1 ファーストプレイス横浜3階 西区社会福祉協議会	045-450-5005
中区地区	〒231-0023 横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル4階 中区社会福祉協議会	045-681-6664
南区地区	〒232-0024 横浜市南区浦舟町3-46 浦舟複合福祉施設8階 南区社会福祉協議会	045-260-2510
港南区地区	〒233-0003 横浜市港南区港南4-2-8 3階 港南区福祉保健活動拠点 港南区社会福祉協議会	045-841-0256
保土ヶ谷地区	〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町5-11 かるかも3階 保土ヶ谷区社会福祉協議会	045-341-9876
旭区地区	〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-6-35 旭区社会福祉協議会	045-392-1123
磯子区地区	〒235-0016 横浜市磯子区磯子3-1-41 磯子センター5階 磯子区社会福祉協議会	045-751-0739
金沢区地区	〒236-0021 横浜市金沢区泥亀1-21-5 いきいきセンター金沢 金沢区社会福祉協議会	045-788-6080
港北区地区	〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町13-1 吉田ビル206 港北区社会福祉協議会	045-547-2324
緑区地区	〒226-0019 横浜市緑区中山2-1-1 ハーモニーみどり1階 緑区社会福祉協議会	045-931-2478
青葉区地区	〒225-0024 横浜市青葉区ヶ尾町1169-22 青葉区福祉保健活動拠点 ふれあい青葉 青葉区社会福祉協議会	045-972-8836
都筑区地区	〒224-0006 横浜市都筑区荏田東4-10-3 港北ニュータウンまちづくり館 都筑区社会福祉協議会	045-943-4058
戸塚区地区	〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町167-25 戸塚区社会福祉協議会	045-866-8434
栄区地区	〒247-0005 横浜市栄区桂町279-29 栄区社会福祉協議会	045-894-8521
泉区地区	〒245-0023 横浜市泉区泉中央南5-4-13 泉区社会福祉協議会	045-802-2150
瀬谷区地区	〒246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町469せやまるふれあい館2階 瀬谷区社会福祉協議会	045-361-2117
川崎市地区本部	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所 地域包括ケア推進室 地域福祉担当	044-200-2628
川崎区地区	〒210-8570 川崎市川崎区東田町8/パレルビル7階 川崎区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-201-3228
川崎区地区大師分区	〒210-0814 川崎市川崎区台町26-7 川崎区役所大師支所 地域振興担当	044-271-0137
川崎区地区田島分区	〒210-0853 川崎市川崎区田島町20-23 川崎区役所田島支所 地域振興担当	044-322-1968
幸区地区	〒212-8570 川崎市幸区戸手本町1-11-1 幸区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-556-6643
中原区地区	〒211-8570 川崎市中原区小杉町3-245 中原区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-744-3252
高津区地区	〒213-8570 川崎市高津区下作延2-8-1 高津区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-861-3302
宮前区地区	〒216-8570 川崎市宮前区宮前平2-20-5 宮前区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-856-3254
多摩区地区	〒214-8570 川崎市多摩区登戸1775-1 多摩区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-935-3285

名称	所在地	電話番号
麻生区地区	〒215-8570 川崎市麻生区万福寺1-5-1 麻生区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-965-5156
相模原市地区本部	〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 相模原市健康福祉局 生活福祉課	042-851-3170
横須賀市地区	〒238-8550 横須賀市小川町11 横須賀市役所 市民生活課	046-822-8220
平塚市地区	〒254-8686 平塚市浅間町9-1 平塚市役所 福祉総務課	0463-21-9862
鎌倉市地区	〒248-8686 鎌倉市御成町18-10 鎌倉市役所 生活福祉課	0467-61-3958
藤沢市地区	〒251-0054 藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所分庁舎1階 藤沢市社会福祉協議会	0466-50-3525
小田原市地区	〒250-8555 小田原市荻窪300 小田原市役所 福祉政策課	0465-33-1863
茅ヶ崎市地区	〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 茅ヶ崎市役所 地域福祉課	0467-81-7152
逗子市地区	〒249-8686 逗子市逗子5-2-16 逗子市役所 社会福祉課	046-873-1111
三浦市地区	〒238-0298 三浦市城山町1-1 三浦市役所 福祉課	046-882-1111
秦野市地区	〒257-8501 秦野市桜町1-3-2 秦野市役所 地域共生推進課	0463-82-7392
厚木市地区	〒243-8511 厚木市中町3-17-17 厚木市役所 地域包括ケア推進課	046-225-2200
大和市地区	〒242-0004 大和市鶴間1-31-7 大和市保健福祉センター5階 福祉総務課	046-260-5604
伊勢原市地区	〒259-1188 伊勢原市田中348 伊勢原市役所 地域福祉推進課	0463-94-4718
海老名市地区	〒243-0492 海老名市勝瀬175-1 海老名市役所 福祉政策課	046-235-4820
座間市地区	〒252-8566 座間市緑ヶ丘1-1-1 座間市役所 地域福祉課	046-252-7127
南足柄市地区	〒250-0192 南足柄市関本440 南足柄市役所 福祉課	0465-43-7553
綾瀬市地区	〒252-1192 綾瀬市早川550 綾瀬市役所 福祉総務課	0467-70-5613
葉山町分区	〒240-0192 三浦郡葉山町堀内2135 葉山町役場 福祉課	046-876-1111
寒川町分区	〒253-0196 高座郡寒川町宮山165 寒川町役場 福祉課	0467-74-1111
大磯町分区	〒255-8555 中郡大磯町東小磯183 大磯町役場 福祉課	0463-61-4100
二宮町分区	〒259-0196 中郡二宮町二宮961 二宮町役場 福祉保険課	0463-75-9289
中井町分区	〒259-0153 足柄上郡中井町比奈窪56 中井町役場 健康課	0465-81-5546
大井町分区	〒258-0019 足柄上郡大井町金子1964-1 大井町保健福祉センター 子育て健康課	0465-83-8012
松田町分区	〒258-8585 足柄上郡松田町松田惣領2037 松田町役場 子育て健康課	0465-84-5544
山北町分区	〒258-0195 足柄上郡山北町山北1301-4 山北町役場 福祉課	0465-75-3644
開成町分区	〒258-8502 足柄上郡開成町延沢773 開成町役場 保険健康課	0465-84-0328
箱根町分区	〒250-0398 足柄下郡箱根町湯本256 箱根町役場 福祉課	0460-85-7790
真鶴町分区	〒259-0202 足柄下郡真鶴町岩244-1 真鶴町役場 保険福祉課	0465-68-1131
湯河原町分区	〒259-0392 足柄下郡湯河原町中央2-2-1 湯河原町役場 社会福祉課	0465-63-2111
愛川町分区	〒243-0392 愛甲郡愛川町角田251-1 愛川町役場 福祉支援課	046-285-6928
清川村分区	〒243-0195 愛甲郡清川村煤ヶ谷2216 清川村役場 子育て健康福祉課	046-288-3861

# 神奈川県内の 赤十字施設



## 赤十字についてのQ&A

- 赤十字施設
- 献血ルーム



- 1 日本赤十字社神奈川県支部**  
〒231-8536 横浜市中区山下町70-7  
TEL 045-681-2123
- 2 横浜市立みなと赤十字病院**  
〒231-8682 横浜市中区新山下3-12-1  
TEL 045-628-6100
- 3 秦野赤十字病院**  
〒257-0017 秦野市立野台1-1  
TEL 0463-81-3721
- 4 相模原赤十字病院**  
〒252-0157 相模原市緑区中野256  
TEL 042-784-1101
- 5 神奈川県赤十字血液センター**  
〒222-0032 横浜市港北区大野戸町680-7  
TEL 045-834-4611
- 6 神奈川県赤十字血液センター湘南事業所**  
〒243-0035 厚木市愛甲1837

- 1 横浜SKY献血ルーム**  
〒220-0011 横浜西区高島2-19-12  
スカイビル27階  
TEL 045-444-1088
- 2 横浜Leaf献血ルーム**  
〒220-0004 横浜西区北幸1-6-1  
横浜ファーストビル14階  
TEL 045-534-7173
- 3 二俣川献血ルーム**  
〒241-0815 横浜市旭区中尾1-1-2  
TEL 045-361-0330
- 4 かわさきルフロン献血ルーム**  
〒210-0024 川崎市川崎区日進町1-11  
川崎ルフロン9階  
TEL 044-245-1857
- 5 みぞのくち献血ルーム**  
〒213-0001 川崎市高津区溝口1-3-1  
ノクティプラザ1 10階  
TEL 044-813-0311
- 6 クロスウェーブ湘南藤沢献血ルーム**  
〒251-0055 藤沢市南藤沢21-8  
大安興業ビル4階  
TEL 0466-25-8877
- 7 海老名献血ルーム**  
〒243-0438 海老名市めぐみ町3-1  
VINA GARDENS PERCH 8階  
TEL 046-240-8655

### Q. 寄付は強制ですか？

A. 強制ではなく、任意でお願いしています。  
赤十字の災害救護をはじめとする様々な事業にご理解をいただいた皆さまからの寄付が、苦しんでいる人の支えとなります。

### Q. 寄付の金額に決まりはありますか？

A. 決まりはありません。2,000円以上ご寄付いただいた方は会員として登録させていただきます。会員誌などをお送りします。

### Q. 赤十字の「会費(活動資金)」の募集をなぜ町内会で行うのですか？

A. 赤十字の活動は、地域福祉やボランティア活動など地域に根ざした活動を行っており、災害時には、自治体や地域住民の方々と協力して救護活動を展開するなど、地域と密接なかかわりがあります。このような活動を行うため、自治会・町内会の会合などでご承認をいただいた方々に、「協賛委員」として「会費(活動資金)」の募集にご協力をいただいています。

### Q. 会費(活動資金)と義援金、救援金の違いはなんですか？

A. 「会費(活動資金)」は、災害時における救護活動をはじめとした日本赤十字社の様々な活動に使われます。一方、「義援金」は、被災都道府県に設置される義援金配分委員会に全額が送金され、同委員会の定める配分基準に従って、全額が被災者に届けられます。また、「救援金」は、海外で発生した災害や紛争による被災者を支援するため、赤十字・赤新月社が行う医療や衣食住などの緊急救援・復興支援などに使われます。

ご不明点はお気軽にお問い合わせください。

日本赤十字社神奈川県支部 振興課 TEL 045-681-2268



神奈川県支部による災害時を想定した訓練の様子

# 苦しんでいる人を救いたい

東日本大震災の発生から15年、熊本地震から10年、能登半島地震から2年。  
日本赤十字社では、いつ起こるかわからない大規模災害に備え、  
日頃から医療救護訓練や防災・減災の普及啓発などに取り組んでいます。

あなたのご支援で  
できることの一例

**2,000円**で

毛布1枚

災害時、避難所  
などでの生活に。



**4,000円**で

援護物資

県内各市町村に配備し、  
火災・風水害などの被害に  
あった方にお届けします。



**5,000円**で

緊急セット  
1セット4人分

避難所生活時に必要となる  
物が収納されています。



## 赤十字活動資金にご協力をお願いします。

町内会・自治会のご協力により募集を行っているほか、地域の赤十字窓口でもご協力いただけます。



日本赤十字社神奈川県支部は、  
皆さまのご寄付を財源に次のような活動をしています。

活動資金の約96%は皆さまからのご寄付によるものです(令和6年度実績)



## 災害救護事業



被災地に救護班を派遣し、医療救護活動やこころのケア活動を行います。そのため、日ごろから訓練や研修を重ね、災害に備えています。

## ほかにも災害に備えて… 赤十字防災セミナー



大規模災害の初期に重要な「自助」「共助」の力を養い、命を守るための取り組みを考えるセミナーです。自治会・町内会や学校などで実施しています。

## 救急法等の講習



いのちと健康を守るための具体的な知識と技術を伝える講習を、ボランティア指導員の協力のもと、県内各地で開催しています。

## 国際活動



世界中に広がる赤十字のネットワークを生かし、災害や紛争による被災者の救援と開発途上国における防災・保健衛生などの支援を行っています。

## 赤十字ボランティアの育成



赤十字の活動は、赤十字ボランティアによって支えられています。神奈川県には約2万人の赤十字ボランティアが活躍しています。

## 青少年赤十字



教育現場に赤十字の理念、知識、技術を取り入れ、「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」の3つの実践目標のもと、さまざまな活動を行っています。

引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

日本赤十字社神奈川県支部では、さまざまな方法でご寄付を受け付けています。

口座振替

クレジットカード・Amazon Pay

遺贈・相続財産寄付

各金融機関でのご寄付



各地区連合町内会自治会 会長 様

日本赤十字社 神奈川県支部  
横浜市地区本部 都筑区地区委員会  
参与 小野 広久  
(都筑区社会福祉協議会 事務局長)

## 令和8年度日本赤十字社会費募集運動用 必要資材調査について（ご依頼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

日頃より赤十字事業の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、例年5月以降を中心として、地域のみなさまのご協力により日本赤十字社会費募集運動を実施しておりますが、令和8年度の実施にあたり、別紙のとおり必要資材の調査をさせていただきます。

次の依頼事項についてご協力いただきますよう、お願い申しあげます。

- 1 依頼事項 次の(1)(2)(3)の書類を各自治会町内会長様あてに送付いたしますので、(2)「**令和8年度日本赤十字社会費募集運動用 必要資材調査票**」のご提出をお願いいたします。
  - (1) 調査依頼文
  - (2) 令和8年度日本赤十字社会費募集運動用 必要資材調査票
  - (3) 日本赤十字社会費募集の流れと使いみち

**令和8年度日本赤十字社会費募集運動に必要な資材の数が  
令和7年度と同数の場合でもご提出をお願いいたします。  
なお、ご提出のない場合は、昨年度と同数分の資材を昨年度と同様  
の送付先へお送りさせていただきますのでご了承ください。**

- 2 提出先 日本赤十字社 都筑区地区委員会（都筑区社会福祉協議会内）
- 3 提出期限 **令和8年4月17日（金）**

※FAXまたはメールによる調査票のご返送、もしくは二次元コードよりフォームで  
ご回答いただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】  
日本赤十字社 都筑区地区委員会  
（横浜市都筑区社会福祉協議会内）  
担当：五十嵐 鮎澤  
TEL：943-4058  
FAX：943-1863  
メール：info@tuzuki-shakyo.jp

自治会町内会 会長 様

日本赤十字社 神奈川県支部  
横浜市地区本部 都筑区地区委員会  
参与 小野 広久  
(都筑区社会福祉協議会 事務局長)

## 令和8年度日本赤十字社会費募集運動用 必要資材調査について（ご依頼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より赤十字事業の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、例年5月以降を中心として、地域のみなさまのご協力により日本赤十字社会費募集運動を実施しておりますが、令和8年度の実施にあたり、別紙のとおり必要資材の調査をさせていただきます。

次の依頼事項についてご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

- 1 依頼事項 「令和8年度日本赤十字社会費募集運動用 必要資材調査票」の提出  
**※ 令和7年度と同数の場合でもご提出をお願いいたします。**  
**※ なお、ご提出のない場合は、昨年度と同様の送付先に昨年度と同数分の資材をお送りさせていただきますのでご了承ください。**
- 2 提出先 日本赤十字社 都筑区地区委員会（都筑区社会福祉協議会内）
- 3 提出期限 **令和8年4月17日（金）**  
※FAXまたはメールによる調査票のご返送、もしくは二次元コードよりフォームでご回答いただきますようお願いいたします。  
なお、ご提出が遅れる場合にはご相談ください。
- 4 添付書類 ・ 令和8年度日本赤十字社会費募集運動用 必要資材調査票  
・ 日本赤十字社会費募集の流れと使いみち
- 5 その他 ・ **Eメールでご提出していただく場合には、メール本文に必要事項を記載いただくか、調査票の写真を添付し、ご回答をお願いします。**  
・ 調査票のデータが必要な場合は、下記お問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

※必要資材の発送につきましては、**5月下旬頃**を予定しております。

【お問い合わせ先】  
日本赤十字社 都筑区地区委員会  
(横浜市都筑区社会福祉協議会内)  
担当：五十嵐 鮎澤  
TEL：943-4058  
FAX：943-1863  
メール：info@tuzuki-shakyo.jp

# 見本

FAX:943-1863 メール:info@tuzuki-shakyo.jp  
日本赤十字社 都筑区地区委員会(都筑区社会福祉協議会)五十嵐 鮎澤行

## 令和8年度日本赤十字社会費募集運動用 必要資材調査票

こちらの二次元  
コードからも→  
回答できます。



《番号》 《自治会名》

### (1)資材調査について

令和8年度日本赤十字社会費募集運動に必要な資材数が、令和7年度発送資材数と変更がない場合でも、必要数をご記入のうえご提出ください。

①封筒	②チラシ	③受領証(1冊10名分)
必要・不要	必要・不要	必要・不要
枚	枚	冊
〔令和7年度発送資材数 《封筒数》枚〕	〔令和7年度発送資材数 《チラシ数》枚〕	〔令和7年度発送資材数 《受領証数》冊〕

④広報冊子は班数、⑤ポスターは掲示板数、各自治会さまへ送付させていただきます。

④⑤が不要の場合はご連絡ください。

⑥総会資料⑦依頼文⑧農協振込依頼書⑨手引き⑩委嘱状⑪表彰対象者名簿は各1部

### (2)資材の送付先について

下記に送付先をご記入ください

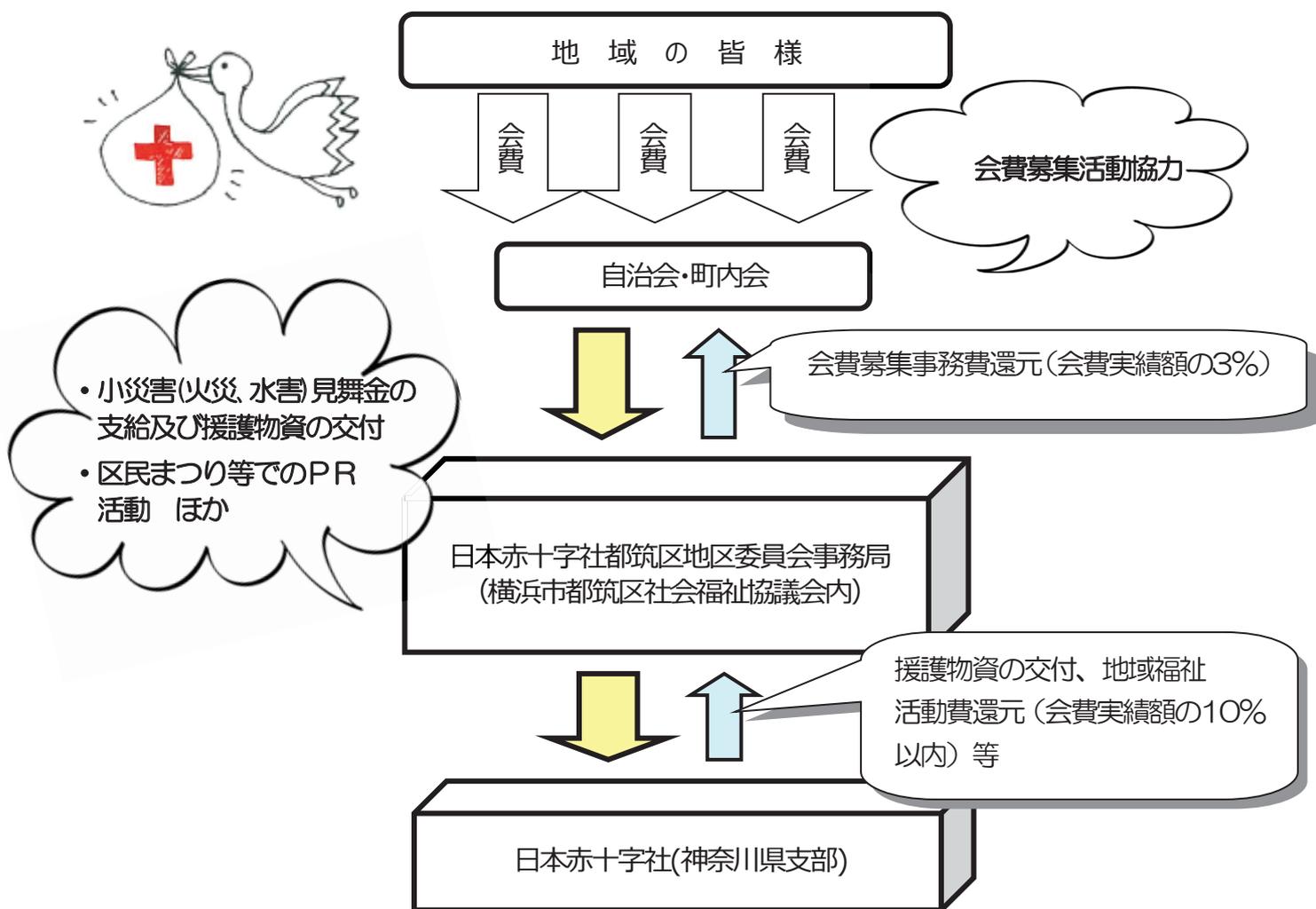
※資材は令和8年5月下旬頃発送いたします。

送付先 資材	住所	〒224- 横浜市都筑区		
	氏名	TEL	( )	
		FAX	( )	・同上

(3)記入者氏名: \_\_\_\_\_ (役職: \_\_\_\_\_) 電話番号: \_\_\_\_\_

令和8年4月17日(金)までにご返送いただきますようお願いいたします。

# 赤十字会費の流れと使いみち



## ◆災害救護活動◆

今後起こると予測される災害に備え、医療救護班等の教育訓練や各種救護資機材の整備に活用されます。

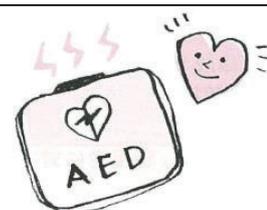
## ◆救急法、家庭看護法等の講習◆

一人でも多くの方の尊い命を守るために、救急法などの各種講習会の普及に活用されます。

## ◆国際活動◆

赤十字は、国際的なネットワークを活かし、共通の理念のもとに国境を越えて人道的な活動を行っています。

赤十字では、これらの活動の他に、医療事業、血液事業、奉仕団活動、青少年赤十字事業、福祉事業など、地域に根ざしたさまざまな活動を展開しています。



区連会 3 月定例会説明資料  
令和 8 年 3 月 19 日  
都筑区社会福祉協議会

令和 8 年 3 月吉日

各自治会町内会長 様

社会福祉法人  
横浜市都筑区社会福祉協議会  
事務局長 小野 広久

### 広報紙「しゅんらん」の回覧について(ご依頼)

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より本会事業にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび地域福祉活動の啓発や本会事業の周知を目的として、広報紙「しゅんらん」72号を発行いたしましたので、班回覧へのご協力をお願いいたします。

ご多忙の折、お手数をおかけして申し訳ありませんが、よろしくお願い申し上げます。

#### 【問い合わせ先】

横浜市都筑区社会福祉協議会

電話：943-4058

担当：中田・岩本

## 令和7年度「食のお渡し会」実施報告



都筑区在住の18歳以下のお子さんと同居している食にお困りの世帯53世帯186名の方へ食料品・日用品等の配分を行いました。地域住民や団体、企業のみならずからの寄付によりいただいた食料品・日用品等は全てお渡しすることができました。ご寄付いただいたみなさま、周知のご協力、当日の支援をして下さったみなさまありがとうございます。

**開催日時** 令和7年11月28日(金)、29日(土)  
10時～17時

**開催場所** かけはし都筑1階  
多目的研修室

**フードドライブ** ●59件のご協力  
(10/14～11/14実施)

**当日の支援** ●民生委員児童委員15名  
親子支援関係機関4機関



「食のお渡し会」利用者の方へお聞きしました(一部抜粋)

子どもに関する不安なこと、心配なことは何ですか?

- 進学先、将来のこと
- 進学費用等、経済的なこと
- 発達のこと
- 不登校のこと

どのような子どもに関する支援があれば利用したいですか?

- 食支援
- 無料・定額の勉強会
- 子ども食堂
- 一時預かり
- 送迎支援

## 障害者と地域の共生フェスタ開催

### ～推しおじつづき～

12月2日(火)～6日(土)

都筑区民ホールにて作品展示、都筑区障害福祉分科会加入団体のパネル展の他、都筑区障害者事業所ネットワーク「てつなぎつづき」に所属する事業所の製品販売、さらには、12月6日(土)限定で都筑野菜の販売や、ラポール横浜協力のもと競技用車いす体験も実施しました。



「推しおじつづき」をテーマに募集した紙皿アート作品の展示

また、今年度新たな取組として、ノースポートモールにて農福連携のPRも実施し、焼き芋や自主製品の販売等を行いました。



ノースポートモールでの販売

2つのテーマでアンケートを実施しました!(一部抜粋)

共生社会ってどんなイメージですか?

- 暮らしている一人ひとりが“大切な存在”という社会
- ひとりひとりの個性をみとめあう社会
- 誰もが自分らしく笑顔でしあわせにくらせる社会

だれもが安心してくらすため、どんなことが大切だと思いますか?

- 気軽に話せる場があること
- 誰かとつながっていること
- 想像力を持つこと!
- みんながながくよくてできること



# しゅんらん

No.72  
令和8年3月発行

都筑区社協は「あなたと街のかけはし」になります

しゅんらんは、この地にたくさん自生し、春には甘い香りのするかわいい花を付け、子どもの遊び友だちだったそうです。このようにやさしい福祉の町ができたらとこの名前をつけました。

## 第5期都筑区地域福祉保健計画

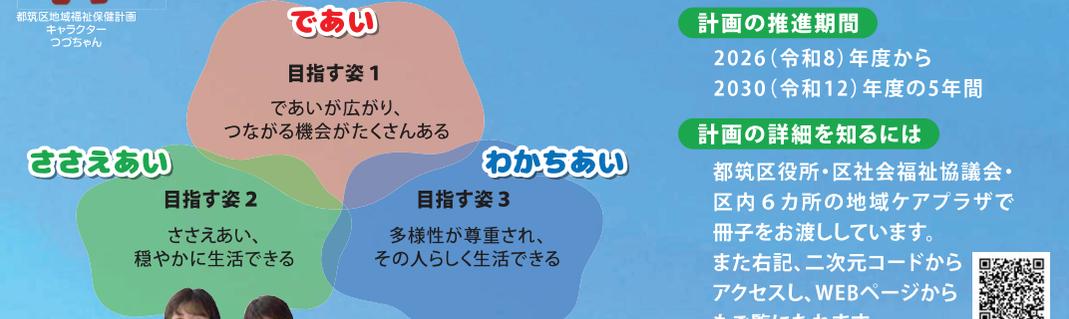
### 「つづき あい」が完成しました!

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域を目指し、地域の皆さん、活動する団体や組織、区役所・区社会福祉協議会・地域ケアプラザが、地域の課題解決に向けて協働して策定・推進する計画のことで、都筑区では地域の皆さんに親しまれるように「つづき あい」という愛称で読んでいるんだよ。



都筑区地域福祉保健計画キャラクター つづき あい

そうだね。地域の福祉保健の推進に向けて、“**であい**”が広まり、お互いに“**ささえあい**”、“**わかちあい**”が地域が持つ力を“**わかちあえる**”都筑区をめざした計画だよ!  
みんなで、こんな都筑区を目指しましょう! という「目指す姿」とそのためにそれぞれの立場で何ができるか具体的な取組みが載っているよ。



**計画の推進期間**  
2026(令和8)年度から  
2030(令和12)年度の5年間

**計画の詳細を知るには**  
都筑区役所・区社会福祉協議会・区内6カ所の地域ケアプラザで冊子をお渡ししています。また右記、二次元コードからアクセスし、WEBページからもお覧になれます。



都筑区社協の  
中田次良(右)  
山本職員(左)

区民のみなさんから意見をたくさんいただき、完成した計画です。ぜひ手に取っていただき、一緒に取り組んでいきましょう!



## 区社協インフォメーション

■都筑区福祉保健活動拠点「かけはし都筑」施設利用に関する重要なお知らせ  
令和8年4月利用分から夜間および日・祝日の利用方法を見直し、予約がない場合は閉館とする運用を開始します。令和8年4月以降、夜間及び日・祝日の利用のみ、**利用日の前月12日**に予約を締切ります。

■令和8年度 ボランティア保険受付について  
令和8年度のボランティア保険の受付は**令和8年3月9日(月)**から行います。

■日本赤十字社 講習資料配送サービスについて  
日本赤十字社では、令和7年度より講習資料の配送サービスを開始しました。このサービスの導入により、これまで以上に手軽に、救命法などの各種講習を開催いただけるようになりました。講習内容は、**心肺蘇生法やAEDの使用法を学ぶコース**をはじめ、**身近な物を活用した応急処置を学ぶコース**など、複数のモデルコースの中から、ご希望に応じて選択することができます。開催場所をご用意いただければ、**講習にかかる費用負担はありません**。なお、講習開催には事前のお手続きが必要となります。開催を希望される地域の皆さまは、都筑区社会福祉協議会までお気軽にご相談ください。



都筑区社協キャラクター ゆいピー



# 第30回都筑区社会福祉大会にて表彰式が開催されました



受賞式の様子

第30回都筑区社会福祉大会が令和8年2月19日に都筑公会堂にて、開催されました。社会福祉大会では、日頃よりボランティア活動や地域福祉活動に携わられている福祉功労者の表彰式典を行っています。

当日は、34名の地域福祉活動等に取り組まれている皆様に表彰状・感謝状と記念品をお渡ししました。受賞式に先立ち、横浜市立茅ヶ崎小学校2年生の皆さんから歌と手作りのお花のプレゼントがあり、受賞者の皆様にお渡ししました。

受賞者を代表して、世古様からは「最初は福祉に興味はなかったけど、手品でのボランティア活動を通じてたくさんの人に出会い、いろいろなことを知り、今では楽しんで活動している」と長年続けている手品を披露いただきました。第30回都筑区社会福祉大会では当日欠席をされた方を含め、45名(個人42名、団体3団体)が受賞されました。受賞おめでとうございます。

## 【民生委員・児童委員】

益子 富美子/高木 貴子/三徳 薫/渡辺 リエ/漆原 裕子/石井 知子  
小林 羊子/川上 清/中丸 友子/坂田 和子/中山 くに子/角田 恵美子  
細野 文子/森 悦子/政次 武則/横溝 富子/持田 敏/大迫 美雪  
井上 多紀子/野本 徹夫/齋藤 繁/小泉 雅二/ほか匿名3名

【保護司・更生保護女性会員】 橋 勝也/池田 勝則/日野 正胤

## 【連合自治会・町内会長、単位自治会・町内会長】

吉田 稔/原木 浩国/加藤 堯久/青海 政吉/眞田 充博/小島 宏一

## 【地区社会福祉協議会 役員】 内野 成夫

## 【ボランティア等自主活動関係者(個人)】

桑原 舞子/福井 道子/世古 清一郎/柴田 由美子/阿部 きみよ  
中小路 久子/安田 妙子

## 【ボランティア等自主活動関係者(団体)】 ふれあいの木・ふわり文庫



茅ヶ崎小の子どもたちからの歌のプレゼント

## 【善意銀行寄付者】

京セラ株式会社  
横浜事業所 社員一同  
ヤマザキ製パン  
従業員組合 神奈川支部

※氏名の掲載については、ご本人の意向により一部匿名とさせていただきます。

# 善意銀行へご寄付いただいた皆さま ありがとうございます

善意銀行とは、区民の皆さまから預かりした善意の寄付金を障害当事者団体やボランティア団体などへ配分する事業です。

## ●金銭寄付●

イトーヨーカドー労働組合 らぼーと横浜支部/ミライフ(株)横浜店/杉田 文江/都筑保護司会・都筑区更生保護女性会  
荏田南五丁目自治会敬老会/村田 輝雄/ボーイスカウト横浜第132団育成会/(株)アシスト/(株)サーキュラス  
京セラ労働組合 横浜支部/京セラ(株)横浜事業所/京セラ(株)横浜事業所社員一同  
ヤマザキ製パン従業員組合 神奈川支部/匿名5件

## ●物品寄付●

(株)阪急神百貨店 都筑阪急/(株)悠輝 ドキわくランド北山田店/(株)マルハン 都筑店/牛久保町内会/早川 弘子  
勝田茅ヶ崎地区社会福祉協議会/(株)朝日/イケア・ジャパン(株)IKEA横浜/木村 博子/ちよこっと子育てレスキュー隊  
ユーコープ横浜北2エリア会/(公社)緑法人会 女性部/匿名24件

令和7年1月1日～12月31日(敬称略・順不同)

# 赤い羽根共同募金運動へのご協力ありがとうございました

令和8年2月15日時点での募金額は  
赤い羽根募金 7,035,911円  
年末すけあい募金 6,367,600円  
でした。

様々な場面で赤い羽根共同募金にご協力いただいています。

名称	ご協力いただいている内容
戸別募金	自治会町内会の皆様に呼び掛けてもらっています。
街頭募金	毎年10月1日には都筑区民生委員児童委員協議会の皆様に街頭で呼び掛けてもらっています。また、ボランティア団体・市民活動団体の皆さんにも協力して呼び掛けてもらっています。
法人募金	区内の企業の皆様に呼び掛けてご協力いただいています。
校内募金	小中学校の児童生徒の皆さんが校内で募金を呼びかけてくれています。
職域募金	区内関係機関で職場の中で呼び掛けてもらっています。
イベント募金	横浜ビー・コルセアーズ都筑区民応援DAYや区民まつりで呼び掛けています。
その他	区内全郵便局、全地域ケアプラザ他公共施設内に募金箱の設置協力をいただき、来館者に呼び掛けてもらっています。その他ボランティア団体が実施する事業等の中で募金活動を行っている場合もあります。



センター北駅での募金活動の様子



都田地区のキャラクター「みやこちゃん」も呼びかけを行いました!

## ～法人募金にご協力いただいた皆様～ ※順不同・敬称略

アリス薬局/田代ビル(株)/(株)東屋豆腐店/真照寺/(株)セナジー/(有)ふじみつ商事  
ヨコハマ・スタック(株)/フォート・リーコーポレーション(株)/(有)横浜医療サービス  
(有)マルコ商事/(株)緑創イーグルス・ゴルフ/フォルム(株)/ケイズエーアイエム(株)  
(有)サンケイ自動車/(株)美濃屋あられ/(株)中越工業  
ポッシュ(株) マネージャーズクラブコスモス会

# イベント募金のご紹介 横浜ビー・コルセアーズ「都筑区応援Day」での取組



試合会場でたくさんの方が募金いただきました

11月9日、横浜ビー・コルセアーズ「都筑区応援Day」にて募金活動を行いました。当日は試合会場内に特設ブースを設けていただき、募金の呼びかけをさせていただきました。

赤い羽根共同募金と横浜ビー・コルセアーズがコラボした「オリジナルクリアファイル」または「オリジナルステッカー」を募金額に応じてお渡ししました。

募金していただいた方の中には、お手製の応援グッズに赤い羽根を付けて、PRに協力していただいた方も。グッズはとても好評で、皆さん喜んでいただいています。区民の皆様には横浜ビー・コルセアーズと共に赤い羽根共同募金も一緒に応援してもらっています。

# あなたの“身近”な地区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会は、地域住民に最も身近な社協として、地域の方々が「自分たちのまちは自分たちでよくしよう」という気持ちで組織された任意の団体です。今回は2地区をご紹介します!

## 東山田

東山田地区では「第5期地域福祉保健計画地区別計画」の策定に向けて令和6年12月8日より取り組んでまいりました。参加者は各町内会福祉部長、各種団体長他50名です。

令和7年6月15日の地区懇談会においては、「高齢者」「子ども」「つながりづくり」「マップ作成」の4つのグループに分かれ意見交換をしました。またマップ作成において、各町内会活動の「イチオシ」を写真掲載し、地図に掲載する内容の整理を行いました。

令和7年12月14日、決定した地区別計画を検証し、今後の計画実行に向けて情報共有を進めました。ほかの会議を含め、延べ約200名の参加と全員の意見をお聞きし、3つの目標を定めました。地域の力を結集して完成した第5期地区別計画、ぜひご注目ください。



## 山田

山田地区社協は、地域のボランティアグループと連携し「出会いが広まり、お互いにささえあい、地域が持つ力をわかちあえる地域づくり」を目指し、「子どもが集える場づくり」・「高齢者が集える場づくり」・「出会いの場づくり」等のための様々な活動に取り組んでいます。その一例を紹介すると...

- 「山田富士公園であそぼう」では、緑多い公園の中で親子で自然に親しみながらの毎月(1,8月除く)のあそび、
- 家に籠りがちな高齢者に向けての「ふれあい友遊」は各町内会館で年に4～7回開催され、高齢者がおしゃべりやゲームによるふれあいを楽しむ場となり、
- 「のんびりカフェ」「おしゃべり食堂」等は年齢に関係なく出会いの場となっています。



映写会の様子



「ふれあい友遊」の様子

更に、認知症への理解を高めるため、認知症講座や映写会(令和7年度は「ペコスの母に会いにゆく」)の開催も行われております。

区連会 3月定例会説明資料

令和8年3月19日

都筑保護司会

令和8年3月吉日

各自治会町内会長 様

都 筑 保 護 司 会

会長 高 橋 満

都筑区更生保護女性会

会長 澤 由 美 子

都筑保護司会広報紙「更生保護つづき」回覧について（依頼）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より更生保護活動にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび「更生保護つづき」第20号を発行いたしましたので、班回覧へのご協力をお願いいたします。

ご多忙の折、お手数をおかけして申し訳ありませんが、よろしく願い申し上げます。

事務局：都筑区社会福祉協議会

電話：943-4058

事務担当 山本・中田



## 就任挨拶

都筑保護司会 副会長 **平塚愛乃**



この度、令和7年度より都筑保護司会の副会長を務めることになりました平塚愛乃と申します。諸先輩方のご指導をいただきながら微力ではございますが、地域のみなさまと力を

合わせて安心して暮らせるまちづくりに貢献出来ればと考えております。

近年、社会情勢の変化に伴い、更生保護活動を取り巻く環境も多様化しております。こうした中で、

保護司会と更生保護女性会の活動は、地域の子供や高齢者の見守り、健全育成など地域全体の安全と安心につながるものです。こうした活動が続けられるのも、町内会をはじめ、地域の皆さまの温かいご理解とご協力のおかげです。

これからも関係機関や地域の皆さまと連携しながら、一人ひとりに寄り添った支援を大切にしていきたいと思います。

結びに、本誌を手にとって下さった皆さまに心より感謝申し上げますとともに今後とも変わらぬご支援をお願い申し上げます。

## 新任保護司の抱負

都筑保護司会では今年度、5名の新任保護司を迎えることが出来ました。皆さん、意気軒高で職務に臨んでおられますが、代表として3名の抱負をここで御紹介いたします。

### 保護司A

保護司の役割については以前からたいへん気になっていました。たまたま知り合いの保護司さんの遣り甲斐ある働き方を眺める内に、自分にもこの仕事が出来るとは思いませんでした。挑戦したくなりました。

### 保護司B

私は以前の居住先だった川崎市の中原区と宮前区で保護司を務めていたので、こちらに転居してきた当

初はこれを受けるつもりはありませんでした。しかし、やはり色々な人たちと交流出来る魅力が忘れられず、お受けしました。人と人の繋がりを大事にしたいです。

### 保護司C

自分はお寺の住職ということもあって、もともと人の話を聞くことが楽しく感じられて大好きでした。保護司として活動する際は流石に説法こそ行いませませんが、対象者の話すことを丁寧に拾い上げていきたいと考えます。

以上、なかなか頼もしい限り。どうか皆様からも御声援、御協力を賜れますようお願いいたします。



くないとされます。

本研修においては、当該問題を抱えられている対象者やその家族の特徴の理解に努め、今後の処遇の充実に向けての働きかけ方法についての検討をおこなうなど、たいへん有意義な学びの機会となりました。



## 定例 研修会

### 精神障害を抱えた対象者の 処遇について ～発達障害を含む～

保護観察や生活環境調整を実施するに当たっては、対象者並びにその家族が精神障害や発達障害を抱えているために社会への適合が上手く行かず、それが犯罪や非行の一因となるケースがまま見られます。また、そうした特性への無理解による社会的孤立や失敗経験の累積が精神面や肉体面での不調の起因となり、行動上の問題に繋がってしまう人も少な

## 令和7年度 『都筑区 更生保護女性会研修会』

令和7年10月2日、かけはし都筑にて横浜保護観察所・田中明日香観察官を講師にお迎えして『更生保護ってなんだろう』というテーマで講演をして頂きました。

罪を犯さない、犯させないためには地域での人との関わりが大切であり、誰一人取り残さない社会を目指す事だと学びました。

また、11月6日には日帰り研修で横浜地方裁判所に於いて実際の法廷裁判の傍聴を体験。オレオレ詐欺の受け子と薬物を友達からもらってしまったという2件の犯罪。どちらも家族が証人として出廷。ちょっとした興味本位や小遣い稼ぎという軽い気持ちで犯罪に手を出してしまったという事件でしたが、被害に遭われた方はもちろん、家族への負担の重さを改めて感じさせられました。初めての裁判傍聴は、更生保護女性会会員として大変勉強になりました。

した。

その後、東京都人権プラザに移動。一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指し、人権啓発のために東京都が設置した拠点施設です。車椅子やボッチャ体験などを通して、楽しみながら人権について考えられる工夫がされていました。

街中で困っている人を見かけたら、「何かお手伝いしましょうか？」と、声をかけてあげるちょっとした勇気がその人の助けになるかもしれません。障害があってもかわいそうと言う事ではなく、もしも自分が相手の立場だったら？…何事もそう思って行動していくことが大切だと改めて思いました。

銀座での昼食もあり、会員同士の親睦を深めた一日でした。



## 都筑保護司会・更生保護女性会 合同研修会

# 「麻薬関係国際情勢と撲滅のための国際協力」

去る1月23日、かけはし都筑にて神奈川県警親会港北・都筑支部長の川野邊宏氏を講師にお招きして表記合同研修会がおこなわれた。

1980年代後半に在タイ日本大使館・政務班の外交官として3年間勤務されていた川野邊氏は、その多岐にわたる業務の一つとして現地での麻薬関係の調査に携わっていた。

当時、取り締まりの主な対象であるヘロインはタイ北部～ラオス～ミャンマーに跨るメコン河の三角州「ゴールデン・トライアングル」が主な生産地で、現地では軍隊を投入しての生産地撲滅や精製工場の発見・急襲が行われる一方で、我が国は麻薬原料であるケシ栽培を担ってきた山岳民族に向けて、代替耕作物としてのコーヒー栽培や山繭(野蚕)の生産を指導するなど、新たな現金収入の道を得させるため

の協力事業を実施してきた。

またタイの国家麻薬取締庁(ONCB)の協力の下で、日本国内宛ての国際郵便物に隠匿された違法薬物の存在を麻薬犬により探知し、その宛先を外務省経由で警視庁に連絡して取り締まるといった一連の捜査手順を初めて確立させたのも川野邊氏である。これは前述した協力事業に対する見返りの要素が大きかったとされる。加えて西側麻薬捜査官の外交団(FANC)による緊密な協力体制や情報交換が果たす役割も大きく、国際的な薬物犯罪の撲滅のためには国家間のプラスサムな関係の重要性が改めて痛感される講演であった。



# “社会を明るくする運動” アピール

## かけはし都筑での中学生による テーマ作文



ニュースで犯罪やSNSの誹謗中傷の話を聞くたびに私はとても心が痛みます。犯罪が増えることで、私たちは安心して生活できなくなります。では、どうすれば犯罪のない社会を作ることができるのでしょうか。私が考えた方法の一つが「地域の日」を活用することです。

犯罪を未然に防ぐには防犯対策がとても大切です。その第一歩として、私は「地域の日」が重要だと思います。実際、私の祖父は地域のパトロール活動に参加していて、私も一緒に参加したことがあります。その時、近所の人たちが自然に挨拶を交わしていたり、気軽に話しかけてくれたことが印象に残っています。

もし「地域の日」がなければ、どんな危険があるのでしょうか。例えば、学校帰りに知らない人に声をかけられても、誰にも気づかれにくくなります。

また、学校外で私たち生徒が何かあっても周りに助けを求められず事件・事故に巻き込まれ、問題が深刻化するかもしれません。だからこそ、私たちは互いに「人の目」「地域の日」で助け合い、見守り支え合うことが大切です。

私たちにできる防犯対策は何でしょうか。まず、自分ができることとして、挨拶をすることが大切だと思います。学校の生活委員として、挨拶運動を行えば、学校内でもお互いに注意を向け合うことができ、変化に気づきやすくなります。また、自分から挨拶をすることによって、自然と地域とのつながりが深まり、「地域の日」が増えることにつながります。さらに、家や学校で防犯活動を呼びかけることで、地域全体の意識が高まり、犯罪を防ぐ力が強くなります。

犯罪者が最も嫌うのは「人の目」です。「人の目」が増えれば、犯罪を犯しづらくなります。私たちは積極的に挨拶をし、周りとのつながりを持つことで、犯罪が少ない社会を作るために貢献できます。犯罪予防は、難しいことではありません。みなさんもぜひ、挨拶から始めてみませんか。小さな行動が大きな変化を生むかもしれません。





皆さんは人間は社会的存在であるという話を知っていますか。これは人間は一人で生きているのではなく、学校や家族、地域といった「社会集団」の中で人との関係の中で生活し、協力することで生きていく存在であるという考え方です。様々な人と関わる中で人との関わり方や多様な価値観を学び、人と関わることで豊かな価値観が形成されます。ですが、家庭環境や周りの環境などが悪く、健全に人と関われない場合があります。その場合どうなってしまうのでしょうか。それは多くの場合孤独感やコミュニケーション能力不足を引き起こしてしまいます。

実は孤独は犯罪に結びつきやすいという話があります。私はこの作文を書くときに様々なニュース記事を読みました。その中で犯罪をおこしてしまった人の多くは、家族と不仲で居場所がなかった、友人が少ないため悪いさそいを断りきれないなど「居場所」のなさについて話していました。居場所があれば防げるような犯罪もその中には多くあり、犯罪を防ぐストッパーの役割を果たしているのは居場所なのではないかと考えました。

私が様々な記事を読みながら他にも興味深い話を見つけました。それは「あいさつ」は集団への帰属意識を高めることにつながり、社会全体をよくすることの第一歩になるというものです。私の住んでいる地域ではあいさつをしてくださる方が多く、学校でもあいさつ運動をしているところがあります。地域の方とあいさつを通してつながることで私は地域に見守られるような安心感と私を受け入れてくれる居場所なんだと感じました。

この経験から地域との関わりは居場所の一つになると考え、地域での人と関わるイベントは犯罪を防止する手段になると考えました。しかし、地域のイベントといってもあいさつ運動やスポーツ大会など様々なものがあります。何が一番効果的なのでしょう

うか。

私は地域での清掃活動が一番効果的だと考えます。理由は二つあります。

一つ目の理由を説明するためにある理論を紹介したいと思います。「割れ窓理論」を知っていますか。割れ窓理論は割れた窓を放置するとそれが誰も地域に気を配っていないという象徴になり、犯罪が増える原因になるというものです。清掃活動によって地域の管理を行き届かせることで心理学から犯罪を減らせると思います。これが一つ目の理由です。

二つ目の理由は地域の人と同じ作業を協力して行うことで、地域との関わりを深められるからです。私は小さい頃に自治体の清掃活動に参加したことがあります。そこで普段関わることのない近所の同世代の人や地域の方と一緒に近所の公園を掃除しました。そこで地域の方から効率の良い掃除の方法を教わったり話したことがない人と話したりして掃除を通して地域の団結力が高まったと感じました。そこから交友関係をもった友達も多く、清掃活動は地域での交流を増やすいい機会だと思います。

清掃活動をはじめ地域での活動は「居場所」をつくり、犯罪を防ぐいい方法だと思います。居場所は人が犯罪をするのを防ぐストッパーのような役割を持っています。

地域での活動は居場所をつくるのにとても良いです。しかし、居場所づくりは個人でもできます。それはあいさつなどで友好関係を築くきっかけを作ることです。私達は一人一人が誰かにとってかけがえない居場所です。その居場所の輪を一人一人が行動することによって社会全体に広げるとみんなが居場所をもてると思います。私達の日々のあいさつや他愛のない会話が未来の犯罪を防ぐことができると思うと素敵ではありませんか。人は誰しも居場所を求めています。私はこれから勇気を出してあいさつをしたいと思います。それが誰かの居場所になることを信じて。



## 保護司会 施設見学

笠松刑務所に見学・研修に行ってきた。笠松刑務所は、日本に9か所ある女子刑務所の一つで、岐阜県羽島郡笠松町にあります。設立当初から、受刑者の円滑な社会復帰をする為の職業訓練を積極的に取り組んでいます。その中の一つが美容科です。職業訓練をし、国家資格を取得した受刑者が、刑務官立ち合いの元、カット・パーマ・染髪などを安価で一般の人に提供する施設“みどり美容院”があります。小説を原作としたドラマ「塀の中の美容室」は、こちらで撮影されました。「塀の中の美容室」といっても、“みどり美容院”は、刑務所敷地内にあるだけで、建物の外の誰でも行ける場所に、とてもかわいらしく小さな独立した建物です。

私の思っている刑務所とは、他にもずいぶん違う処がありました。暗いと思っていた場所は、とても明るく開放的でした。また、部屋には、おのおの薄型テレビが置かれて、トイレも部屋の中ではなく、廊下の先にありました。ただ、調理場で、ガラスケースに入れられた朝・昼・夕の食事の見本は、はっきり、ここが刑務所の中だと思わせました。ご飯は、しょうゆを入れて炊いた様に、少し茶色の麦飯で、ご飯だけが四角い弁当箱に入れられ、その量は多く、全体的におかずはほとんどありませんでした。職業訓練や刑務作業をしている姿も拝見しました。真剣に真摯に作業や研修をしている姿は素晴らしかったです。しかし、美容科で研修している人が、はさみや剃刀を持っている姿は、少しドキドキしました。

令和7年6月1日より、刑法が118年ぶりに改正され、施行されました。「懲役刑」(刑務作業を伴う)と「禁固刑」(刑務作業を伴わない)が廃止され、「拘禁刑」に統一されました。これまで行っていた、懲らしめる為の懲役・禁錮から、厚生を促す、社会復帰する支援に重きをおいた制度と変更になりました。日本は、世界の中でも、再犯率の高い国です。また、受刑者は高齢・認知機能障害・精神的障害・薬物依存・外国人・何度も同じ犯罪を犯すものなど、

特性も違って、それぞれに合わせた社会に出る為の支援を必要としています。それまでの刑務所内でおこなわれていた職業訓練だけでなく、外部団体・講師を招いての資格取得やコミュニケーション能力を高めるといった講座等も用意され、身体・心に合わせた治療・支援が行われるようになりました。

今回の研修では、刑務官からの言葉で忘れられないことがあります。拘禁刑の最長が最大30年なので、無期懲役となった人が、30年より早く仮釈放される事はない。再犯している人の再犯回数の多さにもびっくりしました。また、被害者感情に寄り添う制度が変わったので、被害者の許しがなければ、仮釈放も難しいとの事でした。刑務所の中で、その人生のほとんどの時間を過ごしている人がいる事実、胸が締め付けられそうでした。

刑法の改正で、受刑者は、改善厚生、罪を犯した事を反省し立ち直る為に、とてつもない時間、いままで以上の努力をしています。では、私たち、社会で迎える側はどうしたら良いでしょう。再犯のない社会にする為には、今、社会にいる私たちが、なにを出来るでしょう。勿論、犯罪や非行を防止する事も大切です。そして、立ち直りを支える地域のチカラをつけなければいけないと感じました。また、私は保護司として“社会を明るくする運動”を通じて、地域のチカラを、自分も他者も大切に作る地域となる事を、地域の人と考えていきたいなと思いました。この研修で知った事、感じた事を生かして、今まで以上の活動に取り組んで行きたいと思います。





### 第3回 更生保護販売会

※第4回更生保護販売会は令和9年2月27日(土)の予定です。



# 受賞者名簿

## 第76回 神奈川県更生保護大会(令和7年度)

### 【保護司】

関東地方更生保護委員会委員長表彰

鈴木 聡司

関東地方保護司連盟会長表彰

石川 秀一 小森 秀一

横浜保護観察所長表彰

唐戸 洋子 古賀久美子  
清水 力

神奈川県保護司会連合会長表彰

對馬千香子

### 【更生保護女性会】

横浜保護観察所長感謝状

飯田 孝枝 北村富美子 森 ゆみ

神奈川県更生保護女性連盟会長表彰

小山 正子 田中 芳枝  
所 眞弓 丸山たづ子

【“社会を明るくする運動”民間協力者】

横浜保護観察所長感謝状

株式会社美濃屋あられ

## 第73回 横浜市更生保護大会(令和7年度)

### 【保護司】

横浜市長感謝状

中村 広人

横浜市会議長感謝状

森嶋まつ子

横浜市保護司会協議会会長表彰

對馬千香子

### 【更生保護女性会】

横浜市長感謝状

鮫嶋早知子 皆川真理子

横浜市会議長感謝状

瀧澤 政子

横浜市更生保護女性連盟会長表彰

森 悦子 角田百合子 遠藤 弘子  
樋口 悦子 田川 由美

## 新任保護司

ご活躍を祈念いたします。

◆令和7年4月1日付

國 武 洋 子 保護司

黒 住 麻 利 保護司

西 郊 良 俊 保護司

◆令和7年10月1日付

瀬 戸 隆 史 保護司

## 配属保護区変更

ご活躍を祈念いたします。

◆令和7年5月1日付

妹 尾 左衛子 保護司

## 退任保護司

永年に渡る御尽力に感謝いたします。

◆令和7年6月30日付

鈴 木 三 智 子 保護司

◆令和7年8月31日付

森 嶋 まつ子 保護司

◆令和7年9月30日付

小 林 英 紀 保護司

◆令和7年11月30日付

石 川 秀 一 保護司

## ◆◆ 編集後記 ◆◆

「つづき」第20号を  
お届けします。  
さらなるご支援  
をお願い致します。  
広報委員

吉田 山田 真野 平塚 對馬 鈴木 國武 唐戸  
勅和 妙子 道子 愛乃 千香子 聡司 洋子 洋子

自治会町内会長 各位

都筑区総務課長

令和 8 年度「町の防災組織」活動費補助金の交付申請及び前年度の活動報告について（通知）

日頃から本市の危機管理対策事業に種々の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、令和 8 年度も「町の防災組織」による防災活動を充実していただくため、標記補助金を交付いたします。

つきましては、同封の手引きを御参照のうえ、申請の手続きをお願いいたします。

**送付書類**

- (1) 令和 8 年度 町の防災組織活動費補助金事務の手引き
- (2) 令和 8 年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書
- (3) 令和 7 年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書

**【連絡事項】**

◎従来から区地域振興課に提出していただいている、自治会町内会の予算・決算書類（事業計画書・収支予算書・事業実績報告書・収支決算書<sup>※</sup>）・団体の規約・口座振替依頼書を、町の防災組織活動費補助金の添付書類としても使用します。申請書、報告書と合わせて、上記の添付書類等が揃うことで受理となります。

※事業計画書・収支予算書・事業実績報告書・収支決算書は必ず総会等の承認を得てください。

◎区地域振興課に予算・決算書類を提出していない自治会町内会等の方は、別途、予算・決算書類等の提出が必要になります。

◎「町の防災組織」活動費補助金の申請金額及び支出金額と、団体の収支予算書及び収支決算書の「町の防災組織活動費」の金額との整合性を取ってください。

※令和 8 年度町の防災組織活動費補助金は、予算案が横浜市会において議決されることが実施の条件となります。

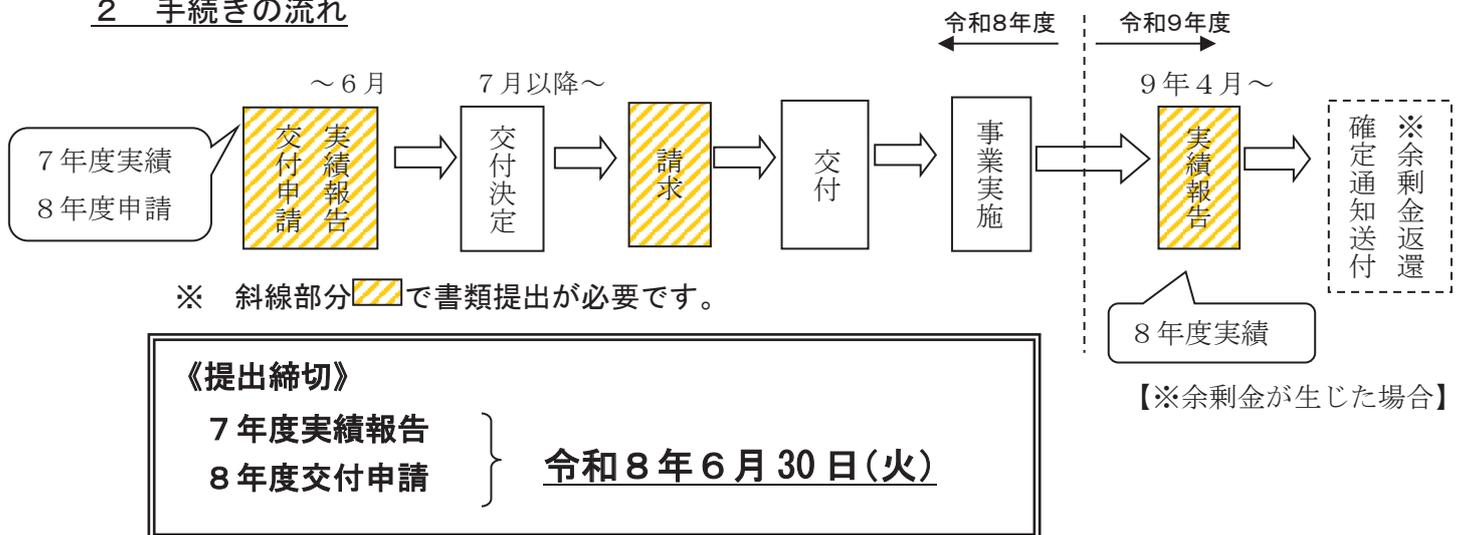
## 令和8年度「町の防災組織」活動支援事業について

日ごろから本市の危機管理対策事業に種々の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、令和8年度も引き続き、地域防災力の向上を図るため、「町の防災組織」  
(自主防災組織)を結成している自治会町内会等の自主防災活動を推進いただくためのご  
支援を行います。

### 1 事業概要

自治会町内会等が結成する「町の防災組織」が行う防災訓練や防災資機材の購入等にか  
かる活動費について、1世帯あたり160円を上限として補助いたします。  
(詳しくは、各自治会町内会に送付いたします手引きを御覧ください。)

### 2 手続きの流れ



### 3 提出先・提出方法

御持参・御郵送・Eメール・自治会町内会ポータル、いずれかの方法で都筑区役所総務課まで御提出ください。

### 4 書類作成にあたって

書類作成の際には、各自治会町内会に送付いたします「町の防災組織活動費補助金事務の手引き」を御参考の上、御記入ください。

また、必ず最新の様式を御使用いただきますようお願いいたします。

担当：都筑区総務課 鮫嶋、今村

TEL 045-948-2212

FAX 045-948-2208

## 「令和 8 年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について【事業説明】

### 1 事業の趣旨

「横浜市市民活動保険」は、より住みやすい地域の実現のため、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営しています。令和 8 年度もこれまでと同様に、継続して実施します。是非ご活用ください。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 令和 8 年度横浜市市民活動保険補償内容（令和 7 年度補償内容から変更はありません）

賠償責任保険（限度額）		傷害保険	
身体賠償	1 名 1 億円	死 亡	1 名 500 万円
	1 事故 5 億円	後遺障害	後遺障害の程度に応じた金額 （1 名 上限 500 万円）
財物賠償	1 事故 500 万円	入 院	1 日 3,500 円（180 日限度）
保管物賠償	1 事故 500 万円	通 院	1 日 2,500 円（90 日限度）
免責金額 （自己負担額）	5,000 円	手 術	入院の手術 35,000 円 外来の手術 17,500 円

### 4 添付資料

リーフレット「令和 8 年度横浜市市民活動保険のご案内」



### 5 主な配布先

各区総務課、各区区政推進課広報相談係、各区市民活動支援センター、地域ケアプラザ 等

本市ホームページにも掲載します。

▲市民活動保険  
ホームページ

※ 令和 8 年度横浜市市民活動保険事業は、予算案が横浜市会において議決されることが実施の条件となります。

都筑区総務課  
担当 西村、今村  
電話 045-948-2212 /FAX 045-948-2208  
メール tz-somu@city.yokohama.lg.jp



# 都筑野菜 朝市



横浜市脱炭素応援  
キャラクター バクバク

「都筑野菜」は、“新鮮でおいしい野菜”であると同時に、  
身近で消費することで輸送に伴うCO<sub>2</sub>が抑えられる“環境にやさしい野菜”!  
朝市を利用して地産地消を進めよう!

## 日時

毎月 第2・4火曜日 / 第4土曜日 9:30~12:15

※売り切れ次第終了

※天候の影響等により、農作物の品薄や予告なしに中止する場合があります。

月	第2火曜日	第4火曜日	第4土曜日
4	4月14日(火)	4月28日(火)	4月25日(土)
5	5月12日(火)	5月26日(火)	5月23日(土)
6	6月9日(火)	6月23日(火)	6月27日(土)
7	7月14日(火)	7月28日(火)	7月25日(土)
8	お休み	8月25日(火)	8月22日(土)
9	9月8日(火)	お休み	9月26日(土)

## 会場

都筑区総合庁舎 (市営地下鉄センター南駅下車 徒歩6分)  
【火曜開催】 駐車場横通路 【土曜開催】 中庭(消防署前)

## その他

お買い物の際は、マイバッグをお持ちください。

問合せ: 都筑区区政推進課企画調整係 TEL 948-2226 FAX 948-2399



GREEN×EXPO 2027  
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月~9月 横浜・上瀬谷

公式マスコットキャラクター トゥンクトゥンク

©Expo 2027



## ＜出店農家一覧＞

開催日	出店農家	販売品
4月14日(火)	都筑ふれあい朝市 織茂養鶏場	季節の野菜、卵
4月25日(土)	アーツファクトリー	季節の野菜
4月28日(火)	都筑ふれあい朝市	季節の野菜
5月12日(火)	都筑ふれあい朝市 織茂養鶏場	季節の野菜、卵
5月23日(土)	アーツファクトリー	季節の野菜
5月26日(火)	都筑ふれあい朝市	季節の野菜
6月9日(火)	都筑ふれあい朝市 織茂養鶏場	季節の野菜、卵
6月23日(火)	都筑ふれあい朝市	季節の野菜
6月27日(土)	アーツファクトリー	季節の野菜
7月14日(火)	都筑ふれあい朝市 織茂養鶏場	季節の野菜、卵
7月25日(土)	アーツファクトリー	季節の野菜
7月28日(火)	都筑ふれあい朝市	季節の野菜
8月11日(火・祝)	お休み	
8月22日(土)	アーツファクトリー	季節の野菜
8月25日(火)	都筑ふれあい朝市	季節の野菜
9月8日(火)	都筑ふれあい朝市 織茂養鶏場	季節の野菜、卵
9月22日(火・祝)	お休み	
9月26日(土)	アーツファクトリー	季節の野菜

※天候影響等により、予告なしに農作物の品薄や中止する場合、出店農家が変更になる場合があります。

## GREEN×EXPO 2027 の入場チケット等について【情報提供】

### 1 事業の趣旨

GREEN×EXPO 2027 の入場チケットの発売開始日が決まりましたのでお知らせします。また、子どもたちの招待等についてもお知らせします。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 入場チケットの販売開始（別添資料あり）

**販売開始日：令和 8 年 3 月 19 日(木)**

前売りチケットとして、お得な早割価格の 1 日券に加え、何度も入場できる通期パスや夏パスなどを設定しています。

入場チケット（電子チケット）は、GREEN×EXPO 2027 チケットサイトを通じて販売します。

紙の入場チケットは、旅行代理店等のチケット販売事業者の店頭でご購入いただけるよう協会が手続きを進めています。詳細が決まり次第ご案内します。

※来場日時の予約は、秋ごろから開始できるよう調整しています。

### 入場チケットの券種・価格

販売期間	券種	概要	大人 (満18歳以上)	中人 (満12-17歳)	小人 (満4-11歳)
前売チケット 2026年3月19日～ 2027年3月18日	<b>お得</b> 1日券 (早割価格)	会期中いつでも1回入場可	4,900円	3,000円	1,400円
前売・会期中 販売チケット	特別割引券	障がい者手帳等をお持ちの方および 同伴者1名が購入可能で、 会期中いつでも1人1回入場可	2,800円	1,700円	800円
	通期パス	会期中いつでも何度も入場可	28,000円	16,000円	6,500円
	夏パス	夏の決まった期間(7/1～8/31)に 何度も入場可	12,000円	7,000円	3,000円
会期中販売 チケット	1日券 (通常価格)	会期中いつでも1回入場可	5,500円	3,300円	1,500円
	夜間券	会期中いつでも17時以降1回入場可	3,500円	1,900円	900円

※価格は全て日本円・税込みです。

(紙チケットを購入する場合は、別途 100 円 (税込み) をいただく予定です。)

#### 4 未来を担う子どもたちの招待

子どもたちが地球規模の課題を自分事として捉え、新たなグリーン社会への意識を高めるきっかけとします。

##### (1) 学校招待

環境問題や EXPO への興味・関心を高めるため、「事前の学び」を経たうえで、市立学校に通う児童・生徒を、校外学習等の一環などで招待します。

##### 【来場時期】2027年4月～6月

※市内の私立・県立・国立学校には、神奈川県の実業があります。

##### (2) こども招待

市内在住の満4～18歳の皆さんを、会期中1回招待します。

##### 【申込開始】2026年9月頃（予定）

※年齢は、2027年4月1日現在

※3歳以下は無料です。

なお、令和8年度予算の執行を伴う事業などは、市会での議決後に確定します。

#### 5 3月19日の開催1年前イベントについて【参考】

開催1年前となる3月19日（木）に、「GREEN×EXPO 2027 開催1年前発表会」を横浜市役所アトリウムにて開催します。

発表される内容については、4月の市連会でも情報提供します。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課 担当 中島、橋本 電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223 メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp
--

## NEWS RELEASE

報道関係者各位

2026年2月20日

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

# GREEN×EXPO 2027 の入場チケット 開催1年前の3月19日から前売り販売開始 ～公式チケットサイト、旅行代理店や各種プレイガイド等全国で取扱い～



©Expo 2027

GREEN×EXPO協会（正式名称:公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会、会長: 筒井義信、所在地: 横浜市中区）は、開催1年前となる2026年3月19日（木）から、GREEN×EXPO 2027の入場チケットの前売り販売を開始します。

前売りチケットとして、お得な早割価格の1日券に加え、何度も入場できる通期パスや夏パスなどを設定しています。チケットは、当協会の公式チケットサイトのほか、旅行代理店や各種プレイガイド等で購入できます。

入場チケット販売開始日

2026年3月19日（木）

## 入場チケットの購入方法

入場チケットは、GREEN×EXPO 2027 チケットサイト（以下、「公式チケットサイト」という。）を通じて販売します。

### 入場チケットの購入ステップ



この他、旅行代理店や各種プレイガイド等チケット販売事業者による販売も実施予定です。

また、入場チケットは、電子チケットのほか、紙チケット等もご用意予定です（追加料金が必要）。公式チケットサイトURLやチケット販売事業者など購入の詳細については、随時2027年国際園芸博覧会協会公式ホームページ内チケットインフォメーション（<https://expo2027yokohama.or.jp/tickets-index/>）などでお知らせします。

## 入場チケットの券種・価格

販売期間	券種	概要	大人 (満18歳以上)	中人 (満12~17歳)	小人 (満4~11歳)
前売チケット 2026年3月19日~ 2027年3月18日	お得 1日券 (早割価格)	会期中いつでも1回入場可	4,900円	3,000円	1,400円
前売・会期中 販売チケット	特別割引券	障がい者手帳等をお持ちの方および 同伴者1名が購入可能で、 会期中いつでも1人1回入場可	2,800円	1,700円	800円
	通期パス	会期中いつでも何度も入場可	28,000円	16,000円	6,500円
	夏パス	夏の決まった期間(7/1~8/31)に 何度も入場可	12,000円	7,000円	3,000円
会期中販売 チケット	1日券 (通常価格)	会期中いつでも1回入場可	5,500円	3,300円	1,500円
	夜間券	会期中いつでも17時以降1回入場可	3,500円	1,900円	900円

※価格は全て日本円・税込みです。

（紙チケットを購入する場合は、別途100円（税込み）をいただく予定です。）

※年齢は2027年4月1日現在の満年齢です。ただし、3月中の入場については、2026年4月1日現在の満年齢を適用します。

※3歳以下の方は無料となります。(チケット無しで入場できます。)

## 本件に関するお問合せ先

### 【本リリースについて】

GREEN×EXPO協会（公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会）  
入場券部入場券課 担当：森井 TEL：045-307-2139

### 【入場チケットについて】

GREEN×EXPO 2027入場券販売管理センター  
ticket-info@2027tkc.com

## GREEN×EXPO 2027 開催概要

名称	2027年国際園芸博覧会 (International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan)
正式略称	GREEN×EXPO 2027 (グリーンエキスポニーゼロニーナナ)
開催場所	神奈川県横浜市
開催期間	2027年3月19日(金)～2027年9月26日(日)
テーマ	幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
博覧会区域	約100ha(内、会場区域80ha)
クラス	A1(最上位)クラス(AIPH承認+BIE認定)
参加者数	1500万人(有料来場者数：1,000万人以上)
公式サイト	<a href="https://expo2027yokohama.or.jp/">https://expo2027yokohama.or.jp/</a>



公式マスコットキャラクター  
「トウキントウキ」

区連会3月定例会説明資料  
令和8年3月19日  
都筑区地域振興課

都筑地振第2096号  
令和8年3月18日

区連合町内会長 各位  
自治会町内会長

都筑区地域振興課長

## 自治会町内会現況届及び地域活動推進費補助金等について(依頼)

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。  
標記について次のとおりご案内いたしますので、期限までにご提出をお願いいたします。

### 1 提出をお願いする書類

#### (1) 自治会町内会現況届

今年度から、自治会町内会ポータル(以下ポータルという)から入力をしていただけます。ただし、配送便(毎月下旬に区連会資料等を白い紙袋に入れてお送りしているもの)の複数個所への配送を希望される自治会町内会は、これまで通り紙での提出をお願いします。

◇提出(入力)期限 令和8年5月1日(金)

#### ◇提出方法

- ① ポータル入力の場合…期限までに登録をお願いします。なお、登録いただいた現況届のデータを、地域振興課から各地区連合町内会長あてに提供しますので、ご承知おきください。
- ② 紙提出の場合…各地区連合町内会長あてにご提出ください。連合未加入団体は、直接、都筑区地域振興課へご提出ください。

※地区連合町内会は、集まった紙提出分の現況届を令和8年5月29日(金)までに地域振興課までご提出くださいますようお願いいたします。

#### ◇注意事項

- ① 加入世帯数については総会資料等に記載し、会員の合意を得てください。
- ② 現況届を元に、区連会の資料配送先を変更します(6月予定)。それまでは、現在の配送先に届きますので、ご承知おきください。
- ③ 年度途中で会長など役員の変更が行われた場合は、区役所へ再提出(又はポータル入力データの修正)をお願いします。
- ④ 年度途中で広報配布部数及び配送先の変更がある場合は、ポータルからの変更はできませんので、広報相談係まで直接ご連絡ください。

裏面あり

## (2) 広報送付先一覧表（広報配送先が複数の場合）

広報紙の複数個所への配送を希望される自治会町内会で、配送先に変更がある場合のみ提出をお願いします。

なお、広報送付先が複数の自治会町内会がポータル入力をされる場合は、ポータルの「広報紙部数」欄に配送部数の合計(1か月分)を入力し、「特記事項」欄に「別紙の通り」と入力してください。

### ◇提出方法

- ① 電子申請システム…以下の URL もしくは二次元コードから電子申請システムにアクセスし、ファイルを添付してご提出ください。

[https://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki/kusei/koho/koho\\_tsuzuki/kohohaihu.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki/kusei/koho/koho_tsuzuki/kohohaihu.html)



- ② E メール…都筑区役所区政推進課広報相談係(tz-koho@city.yokohama.lg.jp)あてにお送りください。
- ③ 紙提出…各地区連合町内会長あてに現況届と一緒にご提出ください。連合未加入団体は、直接、都筑区区政推進課広報相談係(現況届と一緒にご提出の場合は地域振興課)へご提出ください。

## (3) 令和7年度地域活動推進費補助金報告関係

令和7年度に補助金を申請した自治会町内会は必ず御提出ください。

### ◇提出書類

- ①補助金活動実績報告書(第6号様式)
- ②事業実績報告書(※総会資料等による代替の提出でも可)
- ③収支決算書(※総会資料等による代替の提出でも可)
- ④領収証その他支出を証する書類の写し(※ 1件10万円以上の支出がある場合のみ)

◇提出(入力)期限・提出先 令和8年6月30日(火) 都筑区役所地域振興課まで

### ◇提出方法

- ①ポータル…ポータルに入力することで書類の作成・提出をすることができます。ただし、現況届をポータルで入力していない自治会町内会は利用できません。
- ②Eメール…都筑区役所地域振興課地域振興係(tz-chiikishinkou@city.yokohama.lg.jp)あてにお送りください。
- ③紙提出…都筑区役所地域振興課あてにご持参もしくはご郵送ください。  
(〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央32-1)

(4) 令和8年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金申請関係

◇提出書類

- ①補助金交付申請書(第1号様式)
- ②事業計画書(※総会資料等による代替の提出でも可)
- ③収支予算書(※総会資料等による代替の提出でも可)
- ④団体の最新の規約(※変更があった場合のみ)
- ⑤自治会町内会の支払名義の防犯灯電気料金等領収証等(令和8年4月分)の写し
- ⑥自治会町内会の支払名義の電気料金集約分内訳表(令和8年4月分)の写し  
(※⑤、⑥は、地域防犯灯維持管理費補助金を申請する自治会町内会のみ)

◇提出(入力)期限・提出先 (3)と同じ

◇提出方法 (3)と同じ

2 添付資料

- (1) 1(1)～(4)の様式
- (2) 令和8年度 地域活動推進費 事務の手引(市民局作成)
- (3) 令和8年度 地域防犯灯維持管理費補助金 申請の手引(市民局作成)

3 その他注意事項

- (1) 事業計画書(事業実績報告書)、収支予算書(収支決算書)については、総会での承認等、会員の承認を得る必要があります。
- (2) 申請様式は、3月下旬より下記ホームページからダウンロードできますので、ご活用ください。エクセルもしくはワード形式に入力いただき、データにてメール提出していただけます。

◇ 横浜市ホームページ

トップページ > 都筑区>暮らし・総合 > 市民協働・学び>協働・支援 > 自治会町内会>自治会町内会支援事業(各種補助金及び現況届等)

URL:[https://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki/kurashi/kyodo\\_manabi/kyodo\\_shien/jichikai/jitikaishien.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichikai/jitikaishien.html)

◇ 都筑区連合町内会自治会ホームページ

URL:<https://tuzuki-kurenkai.net/index.html>

担当: 都筑区役所地域振興課地域振興係

Tel:948-2231 Fax:948-2239

Email:[tz-chiikishinkou@city.yokohama.lg.jp](mailto:tz-chiikishinkou@city.yokohama.lg.jp)

(広報紙等の配布について)

都筑区役所区政推進課広報相談係

Tel:948-2222 Fax:948-2238

Email:[tz-koho@city.yokohama.lg.jp](mailto:tz-koho@city.yokohama.lg.jp)

都筑地振第2091号  
令和8年3月19日

自治会町内会長 各位

都筑区地域振興課長

## 都筑区地域防犯活動助成金について(お知らせ)

春暖の候 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、都筑区の防犯活動にご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

都筑区では、自主防犯活動を実施する団体に対して「都筑区地域防犯活動助成金」(以下、「助成金」という。)を交付しています。

令和7年度に助成金の交付を受けた場合及び令和8年度に助成金の交付を希望する場合は、下記の申請書類をご提出くださいますようお願いいたします。

**自治会町内会ポータル、横浜市電子申請システムを利用しての提出はできません**

### 1 提出書類

#### (1) 令和7年度に助成金の交付を受けた場合

- ア 令和7年度 地域防犯活動結果報告書(第6号様式)
- イ 令和7年度 地域防犯活動収支決算書(第7号様式)

#### (2) 令和8年度に助成金の交付を希望する場合

- ア 令和8年度 都筑区地域防犯活動助成金交付申請書(第1号様式)
  - イ 令和8年度 地域防犯活動実施計画書(第2号様式)
  - ウ 令和8年度 地域防犯活動収支予算書(第3号様式)
  - エ 青色回転灯を使用したパトロール用車両の自動車検査証(車検証)の写し(※)
  - オ 青色回転灯を使用したパトロール用車両の自動車税納税証明書の写し(※)
- ※ 青色回転灯を使用したパトロール用車両に対する助成を希望する場合に、台数分の提出をお願いします。

### 2 提出期限

**令和7年度実績報告書類・令和8年度交付申請書類ともに：令和8年6月30日(火)**

※ 提出期限内に提出できない場合は、「3 提出先(連絡先)」までご連絡ください。

### 3 提出先(連絡先)

都筑区役所 地域振興課 地域振興係

〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央32-1 電話:948-2234

メールアドレス:tz-chiikishinkou@city.yokohama.lg.jp

※横浜市電子申請システム、自治会町内会ポータルは利用できません。

裏面あり

## 4 送付書類

### (1) 手引き・記入例

- 都筑区地域防犯活動助成金の手引き
- 【記入例】令和7年度 報告関係書類(第6・7号様式関係)
- 【記入例】令和8年度 申請関係書類(第1～3号様式関係)

### (2) 各種様式

#### ア 令和7年度 報告関係書類

- 令和7年度 地域防犯活動結果報告書(第6号様式)
- 令和7年度 地域防犯活動収支決算書(第7号様式)

#### イ 令和8年度 申請関係書類

- 令和8年度 都筑区地域防犯活動助成金交付申請書(第1号様式)
- 令和8年度 地域防犯活動実施計画書(第2号様式)
- 令和8年度 地域防犯活動収支予算書(第3号様式)

## 5 その他

要綱・各種様式データは、3月下旬より次のウェブページからダウンロードできます。

○横浜市トップページ > 都筑区 > くらし・手続き > 市民協働・学び > 協働・支援 > 自治会町内会 > 自治会町内会支援事業(各種補助金及び現況届等)

○都筑区連合町内会自治会 > 様式ダウンロード

※ 令和8年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

都筑区地域振興課地域振興係 防犯担当

電話:948-2234

FAX:948-2239

メール:tz-chiikishinkou@city.yokohama.lg.jp



都 筑 区

都筑区スポーツ推進委員連絡協議会  
都筑区第4中央32-1  
都筑区役所地域振興課内  
都筑区役所045-948-2235

# 都筑区スポーツ推進委員通信

スポーツ推進委員  
ってどんな活動  
をしているの??



## 皆さんはスポーツ推進委員を知っていますか?

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法および横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、横浜市長から委嘱される非常勤職員です。地域に根差したスポーツ行政の推進役として、非常に重要な役割を担っています。

活動の拠点は各地区にあり、地域住民との連携や委員同士の協力のもと、地域の多様性に応じたスポーツ・レクリエーション事業の企画・立案・実施、そして普及活動を行っています。都筑区内には100名以上のスポーツ推進委員が在籍しており、横浜マラソンやトライアスロン大会への協力をはじめ、地域のお祭りなどにも参加しています。まさに「縁の下の力持ち」として、地域の健康づくりと交流の場を支えています。

### 八景島トライアスロンフェスティバル



### 横浜マラソン



## 祝 スポーツ推進委員功労者表彰・永年勤続表彰 おめでとうございます!



### スポーツ推進委員功労者表彰 文部科学大臣表彰

森 芳則



### 25年勤続表彰

杉浦 教友



### 15年勤続表彰

井上 純  
清水 力  
大和 力



### 20年勤続表彰

武田 晴信

## 令和7年度 広報委員会

- 委員長 城所 剛紀 (ふれあいの丘)
- 倉内 朝光 (東山田)
- 木戸 令雄 (山田)
- 田口 等 (中川)
- 小椋 英樹 (勝田茅ヶ崎)
- 渡辺 照男 (かちだ)
- 秋山 将傑 (新栄早濑)
- 越谷 和雅 (都田)
- 齋藤 龍也 (池辺)
- 松田 富士子 (佐江戸加賀原)
- 藤澤 浩太郎 (川和)
- 中臣 克稔 (荏田南)
- 浅井 美樹 (渋沢)
- 豊嶋 香 (ふれあいの丘)
- 鶴 雄範 (袖木荏田南)

## 編集後記

本号では、1年間を通して各地区で活躍するスポーツ推進委員の姿を紹介させていただきました。

スポーツイベントだけでなく、どんど焼きや夏祭り、ラジオ体操会まで、地域に根づいた行事のど真ん中にいつもスポーツ推進委員の姿があります。地域が元気になるための「縁の下の力持ち」に近い存在です。

### 「今日もどこかで地域のために誰かが動いている」

そんな当たり前のように実は当たり前でない日常の積み重ねこそ、この通信で伝えたい魅力です。

都筑区スポーツ推進委員連絡協議会 広報委員一同



第35期委嘱状伝達式



世界トライアスロン



DE&Iフェスティバル



都筑区民まつり



北部5区交流会



都筑区グラウンドゴルフ大会

## 都筑区スポーツ推進委員 主な年間活動スケジュール

- ▶ 4月 委嘱式 (隔年)
- ▶ 5月 世界トライアスロン横浜大会 (運営スタッフ)
- ▶ 6月 グラウンドゴルフ研修会 (隔年)
- ▶ 7月 北部5区交流会
- ▶ 9月 八景島トライアスロンフェスティバル (運営スタッフ)
- ▶ 10月 DE&Iフェスティバル (模擬店出店)  
横浜マラソン (運営スタッフ)
- ▶ 11月 都筑区民まつり (模擬店出店)  
都筑区グラウンドゴルフ大会
- ▶ 1月 研修会  
横浜市スポーツ推進委員大会
- ▶ 2月 神奈川県スポーツ推進委員大会  
ゆめ駅伝 (運営スタッフ)

# 活動紹介

スポーツ推進委員が活動している  
各地区のイベント



## 1 中川地区

グラウンドゴルフ大会  
牛久保西公園グラウンド  
年2回開催  
各町内会の代表が競う  
中川地区グラウンドゴルフ大会



本大会の他に各町内会にて  
グラウンドゴルフ大会を開催し  
ています。

## 2 渋沢地区



夏休み中の前後3日間(朝6:30~6:40)  
皆でラジオ体操を行う

「夏季ラジオ体操会」は10年近く続いていま  
す。どなたでも参加いただけます。散歩の途  
中で寄って一緒にラジオ体操を行いませんが、  
お待ちしております。

## 3 山田地区



毎年10月(運動会開催時期の直前)  
小学生に走り方の基本を教える  
地元出身のジムのインストラクターから走り方  
の基本を教えてもらい、練習前後でどれだけ  
タイム短縮ができたかを確認する

## 4 東山田地区



2025年10月5日  
ポッチャ、モルロック  
老若男女問わず楽しめるイベントです!

## 5 柚木荏田南地区



毎年8月第1週の土曜日

柚木荏田南連合自治会主催の夏祭り

前日より櫓や電飾、テント張りや管などで協力  
し合い、今年も大盛況のお祭りになりました。  
子供神樂や色々な公演、出店も多数出店する  
ので是非遊びに来て下さい。

## 6 荏田南地区



毎年小正月に最も近い土曜日

写真は点火時刻の2時間半前から準備  
に励む、スポーツ推進委員(青少年指導員  
を含む)達の確実です。

## 7 勝田茅ヶ崎地区



2026年1月18日

勝田茅ヶ崎連合町内会

この大会は事前申し込みが不要で町内会会員で  
あれば誰でも参加OKというイベントとなり、  
豪華賞品もある楽しいイベントとなります。当日は  
晴天に恵まれて、地域の皆様の交流も深まり、笑  
顔の絶えない1日となりました。

## 8 新栄早瀬地区

スポーツフェスタ  
早瀬グラウンド  
10月初旬

ポッチャ、モルロック、ストラックアウト、  
キックターゲット、ディスクゴルフの体験

新栄早瀬連合町内会スポーツ  
フェスティバル実行委員会



都筑区グラウンド地域の未就学  
児~小学6年生までの参加希望  
者を対象に行いました。

## 9 かちだ地区



毎年11月頃  
グラウンドゴルフ  
公園の近くには池や古民家があり、  
散歩コースとしても最適です

## 10 川和地区



10月

川和地区の7つの自治会が  
参加する連合体育祭です。

実行委員会を中心に川和連合の7つの自治会が  
参加する体育祭で年代を問わず楽しめる競技  
や、地区対抗リレー、みんなで一緒に踊った  
り、お楽しみ抽選会など競技に参加しない方  
でも楽しめる、地域一丸の楽しい体育祭です。

## 11 ふれあいの丘地区



10月第3日曜日

作品展や誰でも出来るスポーツイベント

地区対抗戦や誰でも参加出来る  
ゲームがあります、是非参加下さい。

## 12 佐江戸加賀原地区



秋(10月頃)

玉入れ、パン食い競争、徒競走など  
子供から大人まで、みんなが参加  
できる運動会です。

## 13 茅ヶ崎南MGCRS地区

グラウンドゴルフホールイン大会

MGCRS グラウンド

2025年10月18日

MGCRS秋まつりのイベント

奮ってご参加ください。

## 14 池辺町地区



2025年7月20日

池辺町連合自治会

数々の開催となった池辺町連合自治会そらめ  
ん流し。当日は晴天に恵まれ多くの子供たち  
が集まり涼しげな水に流れるそらめに舌鼓  
を打ちました。暑い日が続く時期ではありま  
したが一時的な清流となりました。

## 15 都田地区

都田地区グラウンドゴルフ大会

JAグラウンド

3月

都田地区のグラウンドゴルフ大会

都筑区グラウンドゴルフ大会への  
参加を目指して頑張っています。

## 自治会町内会活動事例集「ハマの元気令和デジタル版 vol.4」の公開について【情報提供】

### 1 事業の趣旨

令和7年11月にウェブ公開した「自治会町内会のための講習会」の内容を中心にまとめた、自治会町内会活動事例集「ハマの元気令和デジタル版 vol.4」を作成し、ホームページに公開しました。  
負担軽減等の活動事例を紹介していますので、自治会町内会活動をご検討の際にご活用ください。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 内容

#### (1) 自治会町内会の運営課題と工夫

令和7年度自治会町内会アンケートの回答から、運営上の課題に対する工夫例を紹介しています。

#### (2) 事例紹介※11月定例会資料にて、動画配信をご案内したものと同事例です。

##### 事例1 中区 本牧大鳥自治会

「人が動きたくなくなる工夫と参加を生む自治会マネジメントの実践」

##### 事例2 保土ヶ谷区 岩井町原第一町内会

「キャッシュレス決済導入について」～PayPayを活用した集金事例～

##### 事例3 都筑区 東山田四丁目町内会

「デジタルを活用した持続可能な町内会運営に向けて」

#### (3) 自治会町内会活動におけるデジタルツールの紹介



### 4 公開先 URL

[https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu\\_sokushin.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html)

横浜市 自治会町内会への加入促進

検索



二次元コード

### 5 その他

データ掲載のみとなりますので、冊子が必要な場合は、お手数ですが、上記ホームページからデータをダウンロードの上、印刷いただくようお願いいたします。

事例1～3については、発表動画を上記ホームページから視聴できますので、ぜひご覧ください。

【担当】横浜市市民局地域活動推進課 佐藤、笹尾

電話：671-2317

Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

## 自治会町内会ポータルへの運用開始に向けたお知らせ【情報提供】

### 1 説明の趣旨

令和 8 年 4 月 1 日より、自治会町内会ポータルへの運用開始に合わせて、ホームページとコールセンターを開設します。

### 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 自治会町内会ポータルについて

地域活動推進費補助金の申請等の手続きが、パソコンやスマートフォンからオンラインで行えるようになります。

#### (1) 運用開始予定日時

令和 8 年 4 月 1 日(水) 9 時

#### (2) オンライン申請可能な項目

##### ① 補助金申請

- ・地域活動推進費補助金
- ・地域防犯灯維持管理費補助金
- ・町の防災組織活動費補助金

##### ② 基礎情報（現況届・口座情報等）提出

##### ③ 委嘱委員の推薦届出

##### ④ 防犯灯新設・移設に係る申請

### 4 ホームページの開設について

自治会町内会ポータルのホームページを開設し、自治会町内会ポータルへのリンクや操作マニュアル・操作説明動画など、4 月 1 日に向け順次公開していきます。

【パソコン等で検索する場合】

横浜市 自治会町内会ポータル

検索

【スマートフォンで閲覧する場合】

【ホームページ URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/jichikai-portal.html>



【裏面あり】

## 5 コールセンターの設置について

操作でお困りの際は、自治会町内会ポータルコールセンターにお電話ください。

### (1) 電話番号

045-577-4295

### (2) 開設時間

令和8年4月1日（水）～令和8年6月30日（火）

平日 午前9時から午後8時まで

土日祝日 午前10時から午後5時まで

市民局地域活動推進課

担当 栗田、石栗

電話 045-671-3624 FAX 045-664-0734

メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

## 令和 8 年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について【情報提供】

### 1 趣旨

令和 8 年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について、内容の詳細をご案内させていただきます。自治会町内会向けの補助金の拡充等が盛り込まれていますので、ぜひご活用ください。

### 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

### 3 今回ご案内する支援制度について（参考：別紙一覧参照）

(1) 地域防犯カメラ設置補助金【拡充】・・・資料 1

(2) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金【継続】・・・資料 2

(3) LED防犯灯新規設置事業【継続】・・・資料 3

### 4 備考

令和 8 年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

#### 【各制度所管担当】

<p>(防犯関連) 市民局地域防犯支援課 (1) 地域防犯カメラ設置補助金 電話 045-671-3705 川口、片渕 (3) LED防犯灯新規設置事業 電話 045-671-3709 石橋、早野  メール：<a href="mailto:sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp">sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp</a></p>	<p>(会館脱炭素化関連) 市民局地域活動推進課 (2) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 佐藤、笹尾  電話：045-671-2317 FAX：045-664-0734  メール：<a href="mailto:sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp">sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp</a></p>
--	---

## 市民局（一部総務局） 令和8年度 自治会町内会活動への補助一覧

	補助内容等（下線部：変更点）	申請時期	問合せ先・申請先
<b>拡充</b> <b>地域防犯カメラ設置補助金</b>	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。補助台数の増（240台）、補助率9/10、上限28万円 <b>※資料1参照</b>	4～7月末	区地域振興課
<b>例年同</b> <b>自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金</b>	自治会町内会館等に、LED照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。補助率2/3、上限あり <b>※資料2参照</b>	4～10月末 事務委託事業者	【4月1日～】 横浜市住宅供給公社（予定） 電話 045-451-7740
<b>例年同</b> <b>地域活動推進費補助金</b>  <b>※ポータル申請可</b>	自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助 上限額900円×加入世帯数（※連合に対する補助率等は別途算定基準あり）	4～6月	区地域振興課
<b>例年同</b> <b>地域防犯灯維持管理費補助金</b>  <b>※ポータル申請可</b>	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200円（年、定額）	4～6月	区地域振興課
<b>例年同</b> <b>自治会町内会館整備費補助金</b>	昨年、8年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。 補助率1/2、上限：新築・購入1500万円（1㎡あたり12.5万円を限度）、修繕250万円等	<b>※9年度整備に向けた事前申出</b> 4～6月（予定）	区地域振興課 （4月市連会・区連会にて案内）
<b>例年同</b> <b>町の防災組織活動費補助金</b>  <b>※ポータル申請可</b>	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用 各団体の申請世帯数等に応じて支給（1世帯160円）	4～6月 区総務課	区総務課 （区連会にて案内）

※LED防犯灯新規設置事業：自治会町内会等の申請により電柱共架型500灯、鋼管ポール型36灯の新設 **※資料3参照**  
（申請時期：4～6月、問合せ・申請先：区地域振興課、3月に案内）

【参考：個人世帯等向け】よこはま安心ボックス設置支援事業：購入を希望する市民の方を対象にして、宅配ボックスの購入費の一部（約1/2）を市で負担します。（開始予定時期：6月、最大6700世帯の利用を想定）詳細は決まり次第、市ウェブページでお知らせします。

※ポータル申請可：自治会町内会ポータルでオンライン申請が可能です。

※令和8年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

## 令和8年度 地域防犯カメラ設置補助制度について

## 1 事業の趣旨

地域における防犯活動を支援するため、防犯カメラ設置費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を令和8年度も実施します。

防犯カメラの設置をご検討されている場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課へご提出ください。

## 2 制度の概要

## (1) 申請書及び添付書類の提出期限

**令和8年7月31日(金) 必着**

各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、早めに行ってください。

申請の手引・申請書の配付場所

- ・各区地域振興課
- ・横浜市ホームページ（3月下旬頃、公表予定）



## (2) 申請書類提出先

- ・各区地域振興課
- ・横浜市電子申請・届出システム

【主な提出書類】

- ・申請書（第1号様式）
- ・収支計算書（第2号様式）
- ・見積書

詳細は「申請の手引」をご確認のうえ、各区地域振興課へご相談ください。

## (3) 補助金交付までのスケジュール

令和8年3月～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意取得</li> <li>・関係機関との相談・協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所等)</li> </ul>
7月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出</li> </ul>
10月上旬頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付決定通知（交付/不交付） ※この決定後、機器購入・工事契約が可能になります。</li> </ul>
令和9年1月中旬まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯カメラ設置工事完了後、実績報告書類を横浜市へ提出</li> </ul>
3月頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付</li> </ul>

#### (4) 補助条件等

##### ① 補助対象の防犯カメラ

- ・ 公共空間（道路・公園等）を撮影・記録するために固定設置するもの
- ・ 機能強化を目的とした設置機器の更新も対象
- ・ プライバシー保護のため、総会・役員会等で合意形成し、設置箇所周辺住民の同意を必ず取得してください。

##### ② 補助対象団体

自治会町内会、地区連合町内会

##### ③ 補助対象経費

- ・ 防犯カメラの機器購入費
  - ・ 当該カメラの設置工事に係る費用
- ※電気料金、修繕費、点検費などの維持管理費は対象外

##### ④ 補助内容

防犯カメラ 1 台につき補助対象経費の 10 分の 9  
補助上限額：280,000 円

##### ⑤ 補助予算台数

240 台

予算の範囲内で交付決定を行うため、申請いただいても補助されない場合や、申請台数の一部のみとなる場合があります。

その際は、犯罪発生状況等を考慮し、交付を判断します。

### 【参考】民間事業者による防犯カメラ設置の取組

自治会町内会が飲料自動販売機の設置場所を提供できる場合、その売上や利益を財源として防犯カメラの設置費用等を賄う取組を行う事業者があります。

横浜市の補助制度を利用せずに設置を検討する場合の参考としてください。

※設置条件等は飲料メーカーごとに異なります。詳細は横浜市ホームページをご覧ください。神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課へお問い合わせください。

神奈川県ホームページ



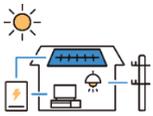
横浜市ホームページ



市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3705

メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp



# 4月1日～ 申請受付開始(予定)

申請期限10月末／**予算上限に達し次第、受付終了**

会館への  
LED 照明・  
省エネエアコン・  
太陽光発電設備等  
の設置に補助  
(補助率 2/3)

すでに会館を持つ  
自治会町内会の  
半数以上にご利用  
いただいています！

「8年度版 募集案内」



横浜市 会館脱炭素



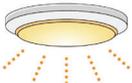
公開しました

💡 蛍光灯は令和9年末で製造廃止予定のため、今のうちにLEDへの交換をご検討ください。

## ■申請までの 3ステップ

- ① **施工案作成** 対象製品・工事内容・予算等の確認、事業者へ見積依頼
- ② **会の意思決定** 自治会町内会としての意思決定(総会・定例会等での確認)
- ③ **申請準備** 「募集案内」を確認して、申請に必要な書類の作成・準備

## ■対象製品 ※補助基準の詳細は、「募集案内」参照

LED 照明器具	エアコン	断熱窓など
 <p>補助上限額 <b>60万円</b></p> <p><b>省エネ性能</b> ★★★★☆4.0</p> <p>・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上 ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合 トップランナー基準達成製品</p> <p>電球形 LED ランプのみの 交換も対象 (トップランナー基準達成製品)</p>	 <p>補助上限額 <b>130万円</b></p> <p><b>省エネ性能</b> ★★★★☆2.4</p> <p>家庭用 統一省エネラベル省エネ性能 ★2.4つ以上</p> <p>業務用 トップランナー基準達成製品</p>	 <p>断熱窓 太陽光 発電設備 蓄電池</p> <p>補助上限額 合算で <b>200万円</b></p> <p>いずれかの実施でも申請ができます。 ※断熱窓:会館の状況により、補助基準に合う製品が 見当たらない場合はお問合せください。</p>

## ■対象団体

会館を所有している※自治会町内会・地区連合町内会

※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点としている町内会等も補助対象とします。

## ■[4/1～] 申請書提出先／建築士訪問アドバイザー事前予約／問合せ先

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話 **045-451-7740**

受付時間 平日9時～17時

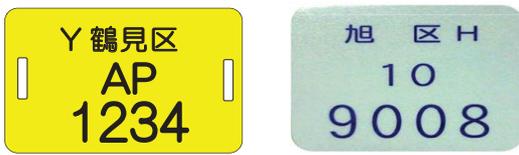
●申請方法は、横浜市住宅供給公社へ  
Eメール、郵送、公社窓口にて持参(予約  
制)

※本補助金の実施は、令和8年度横浜市予算案が横浜市会において、議決された後に確定します。

事業実施主体:横浜市市民局地域活動推進課 電話 045-671-2317

## LED防犯灯事業について【お知らせ】

## (1) 横浜市のLED防犯灯について

横浜市が管理する防犯灯 約 18 万灯	
電柱共架型 約 16 万灯 (電柱につけた灯具を管理)	鋼管ポール型 約 2 万灯 (独立柱を建て、灯具をつけて柱ごと管理)
灯具の横に黄色のプレートが付いています 	ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています 
プレートタイプ 	シールタイプ 

- ・物価高騰等により電気料金など削減できない経費が事業費全体を圧迫しています。このため、市では、効率の良い防犯灯の維持管理を目標にしています。
- ・土地利用が変わり現在は設置基準を満たさないものがあります。街全体にバランス良く防犯灯を配置する必要があると考えています。

## 【横浜市防犯灯設置基準（抜粋）】

- ・設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・灯具は、東電柱又はNTT柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね 25 メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

## (2) 市による新規設置を希望する際の御申請について

## ～暗がり解消に向けて～

令和 8 年度から、暗がり解消事業を開始します。

💡 今まで、自治会町内会からの申請のみで新規設置場所を選定してきましたが、防犯灯や電柱を位置情報システム (GIS) で解析し、市 (区) からプッシュ型で自治会町内会の皆様に設置場所の提案も致します。他にも、近くに電柱が無い場所にソーラー式防犯灯を設置するなど、過去にご要望に沿えなかった案件にも新たな手段の提案を検討していきます。まずは区役所の地域振興課にご相談下さい。

### ① 令和8年度の新規設置の御申請について

- ・市（18区）全体で 500灯（電柱共架型）36灯（鋼管ポール） の予定です。
- ・申請は 自治会ポータル又は区地域振興課 にて、締切は令和8年6月30日（火） となります。
- ・各々の『令和8年度 LED防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を確認し、申請してください。手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。

### ② 申請にあたっての留意事項

- ・申請にあたり、近隣の方などの御理解を得るようにしてください。  
※設置後に近隣の方とトラブルになるケースが多く発生しています。
- ・複数の申請を行う場合は、自治会町内会にて十分検討のうえ、必ず優先順位を記載して下さい（優先順位の高い申請から審査します。）。

### ③ その他の方法で必要な灯りを確保するには

次のような手法で必要な灯りを確保する方法もあります。御検討ください。

自治会町内会が自ら灯りを設置し、維持管理を行う	灯りの設置は地域活動推進費補助金の対象です。 なお、地域防犯灯維持管理費補助金の対象となる灯りを整備した場合は、翌年度以降、維持管理に係る補助金交付（年2,200円/灯）が受けられます。
自治会町内会や宅地開発事業者が、LED防犯灯を独自に設置する	<u>事前に横浜市と協議のうえ</u> 、設置基準を満たした防犯灯について設置後に横浜市へ防犯灯を寄附いただける制度があります。 ※鋼管ポール型防犯灯は寄附制度の対象外

## （3）LED防犯灯の見守りへの御協力について

市が設置したLED防犯灯については、故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを、自治会町内会の皆様にお願いしています。

自治会町内会から移管された鋼管ポール型防犯灯は、設置から年数が経ったものも多く、劣化の著しいものも見られます。倒壊による被害を防止するためにも、見守り活動等により劣化したポールを発見した場合は、速やかな情報提供をお願いします。

ポールの劣化事例



**【注意：電線の垂れ下がりや切断を見つけたとき】**

**大変危険ですので絶対に近づかず**、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター（0120-995-007）に、直接御連絡ください。

※0120番号をご利用になれない場合は 03-6375-9803（有料）

## 【LED防犯灯の故障等を発見された際の連絡先】

- ・ 都筑区地域振興課 電話045-948-2234
- ・ 市民局地域防犯支援課 sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

### ■お知らせいただきたいこと

- ① 管理番号 (黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号)
- ② 電柱番号、住所及び目標物
- ③ 不具合の内容 (「点灯していない」「昼間も点いている」「車が衝突し鋼管ポールが傾いた」「鋼管ポールの根元が腐食している」等)
- ④ 不具合発生の時期 (気づいた日) 及び時間帯

\* 防犯灯は、周囲の明るさを感知して自動点灯します。周囲の状況により、点灯のタイミングが異なることがありますが、故障ではありません。

### 【電柱の撤去に伴う防犯灯の取扱いについて (参考)】

市の電柱共架型防犯灯は、電柱事業者や土地所有者の許可を得て設置しています。電柱事業者や土地所有者等の都合により、灯具のついた電柱が撤去・移設される場合、原則として防犯灯も同時に撤去・移設となりますので、予め御承知おきください。

## (4) 劣化した鋼管ポール防犯灯への御理解について

令和8年度から鋼管ポールの劣化対策として、「補修」も行う事としました。令和7年度の点検結果をもとに、劣化が著しいものから順に対応します。一方で、ポールが倒壊してしまうと、補修することは出来ません。日常の見守りで、穴が開いていたり、ガタツキのある鋼管ポールを発見した際は、情報提供下さいますようお願いいたします。

また、著しい劣化が認められ、「補修」も不可能な場合、安全を考慮し撤去させていただきます。撤去後は、横浜市防犯灯設置基準に照らし合わせ、①撤去のみ、②近隣電柱に灯具を移設、③建替え (鋼管ポール型防犯灯の再整備) のいずれかの対応となります。

なお、現在設置する鋼管ポールは基礎が大きい (約直径 50cm 地中深 1m) ため、既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に設置できない場合もあります。設置可能なスペースを確保できない場合や、近隣の方の合意が得られない場合など、市では建替えできない場合があります。



市の設置する防犯灯は電柱共架型を基本としていることから、建替え・補修は付近に電柱がなく、代替照明を設置する場所が無い場合に限りです。

LED防犯灯事業の市ホームページは  
URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/LED/>

# 令和8年 春の全国交通安全運動 横浜市実施要綱

## 目 的

すべての市民を交通事故から守るために、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールを守り、交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

## 期 間

- 1 令和8年4月6日（月）～ 4月15日（水）の10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（金）



## スローガン

新入学児童・園児を交通事故から守ろう



横浜市交通安全キャラクター  
ルール

## 重 点

- 1 子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- 2 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
- 4 二輪車の交通事故防止

◇◇◇令和7年中 市内状態別交通事故発生状況◇◇◇

	件数 (件)	子ども				高齢者	歩行者	自転車	二輪車	飲酒 運転	速度 超過
		子ども	幼児・ 園児	小学生	中学生						
鶴見区	490	27	6	16	5	161	111	137	143	4	8
神奈川区	404	23	3	13	7	133	90	91	152	3	6
西区	254	15	7	6	2	76	68	40	72	4	11
中区	403	22	6	8	8	157	112	104	92	3	14
南区	408	25	4	13	8	133	106	92	152	4	5
港南区	299	25	3	15	7	131	78	68	88	0	6
保土ヶ谷区	369	19	8	7	4	119	90	41	141	3	9
旭区	521	35	10	15	10	165	112	81	199	1	12
磯子区	267	22	3	14	5	94	62	60	87	1	2
金沢区	393	27	2	17	8	163	73	106	156	1	15
港北区	568	43	13	21	9	170	126	153	183	4	10
緑区	495	38	7	23	8	174	119	113	151	2	9
青葉区	616	56	10	34	12	220	152	140	149	2	9
都筑区	418	45	10	21	14	114	77	92	121	1	12
戸塚区	579	29	2	19	8	188	109	97	202	5	16
栄区	152	12	2	3	7	58	30	38	49	0	5
泉区	367	23	2	14	7	149	72	92	120	4	5
瀬谷区	237	15	1	7	7	90	40	68	67	0	6
合 計	7,240	501	99	266	136	2,495	1,627	1,613	2,324	42	160



# 各機関・団体の主な取組

## 共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 4月10日の「交通事故死ゼロを目指す日」に合わせたキャンペーンなどの開催により、広報啓発活動を強化し、市民の交通安全意識の向上を図ります。

\*\*\*交通事故死ゼロを目指す日\*\*\*

平成20年から春・秋の全国交通安全運動期間中に「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられ、本年は4月10日と9月30日が「交通事故死ゼロを目指す日」とされています。

(4月10日には、市民一人ひとりが交通ルールを守り、一層交通事故に注意して、交通事故死「ゼロ」を目指しましょう。)

## 横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画を策定するとともに、関係機関・団体との連携を密にして、この運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。
- 3 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。
- 4 衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等の搭載された、安全運転サポート車(略称：サポカー)の普及啓発等を図ります。

## 警察

- 1 交通事故に直結する自転車等の悪質性・危険性・迷惑性の高い違反やスクールゾーン等を中心とする指導取締りを強化します。
- 2 子どもや高齢者に対する街角アドバイスを強力に推進します。
- 3 各重点に的を絞った交通安全教育等を積極的に推進します。
- 4 関係機関・団体へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に対応した事故防止活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

## 交通安全協会等交通安全関係団体

- 1 キャンペーンやイベントなどの開催により、広報啓発活動を強化することにより、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 はまっ子交通あんぜん教室、チャイルドシート着用教室や自転車交通安全教室を実施し、交通事故から子どもを守る取組を推進します。

## 教育関係

- 1 スクールゾーン等を中心に、子どもの安全な通行を確保するための安全点検を実施します。
- 2 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導の充実を図ります。
- 3 自転車・二輪車の安全な利用に関する指導の充実を図ります。

## 道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

## 地域

- 1 子どもや高齢者の横断を見かけたら、思いやりの気持ちをもって声をかけたり、手をさしのべたりしましょう。
- 2 ニュースや新聞を素材に、飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さを家族で話し合い「しない、させない、ゆるさない」を徹底しましょう。
- 3 自転車や特定小型原動機付自転車等に乗るときは乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 4 二輪車を運転するときはヘルメットやプロテクターを正しく着用し夜間走行時は反射材を効果的に活用しましょう。

横浜市交通安全対策協議会  
(事務局) 横浜市道路局道路政策推進課  
電話045(671)2323



区連会 3月定例会説明資料  
令和8年3月19日  
都筑区福祉保健課

## 都筑区災害時要援護者支援事業補助金 令和7年度精算及び令和8年度申請のご案内について

都筑区では、災害時要援護者支援事業「つづき そなえ」について、各地区の取組を支援するため、補助金を交付しております。

つきましては、令和7年度に交付した補助金の精算及び、令和8年度に事業を実施する地区からの補助金の申請手続きについてご案内いたします。

### 1 令和7年度補助金の精算について

令和7年度に補助金を申請した地区につきましては、次のとおり精算手続きをお願いいたします。

(1) 精算書提出期限

令和8年4月21日（火）

(2) 提出先

都筑区役所福祉保健課事業企画担当 ([tz-tifuku@city.yokohama.lg.jp](mailto:tz-tifuku@city.yokohama.lg.jp))

(3) 提出方法

Eメール、ご持参または郵送でご提出ください。

※不備等ございましたら、ご連絡させていただく場合があります。

(4) 提出書類

ア 都筑区災害時要援護者支援事業実績報告書（第7号様式）

イ 都筑区災害時要援護者支援事業収支決算書（第8号様式）

ウ 支出に関する領収書及び経費支出を証する書類又はその写し

※ただし、1件の金額が10万円未満のものに係る領収書は、その提出を省略することができます。

### 2 令和8年度補助金の申請について

令和8年度の補助金を申請される地区につきましては、次のとおり申請手続きをお願いいたします。

(1) 申請書提出期限

令和8年6月30日（火）

(2) 提出先

都筑区役所福祉保健課事業企画担当 ([tz-tifuku@city.yokohama.lg.jp](mailto:tz-tifuku@city.yokohama.lg.jp))

(3) 提出書類

- ア 都筑区災害時要援護者支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- イ 都筑区災害時要援護者支援事業計画書（第2号様式）
- ウ 都筑区災害時要援護者支援事業収支予算書（第3号様式）
- エ 団体の規約、定款等（昨年度すでにご提出していただいている場合で、変更がなければ提出の必要はありません。）
- オ 団体の収支予算に関する書類

(4) 補助金交付決定後の手続き（提出書類）

- ア 都筑区災害時要援護者支援事業補助金交付決定通知書（補助金交付決定時に都筑区役所より発行）の写し
- イ 都筑区災害時要援護者支援事業補助金交付請求書（第6号様式）

3 その他

提出に必要な各様式について、次ページ以降に添付しておりますのでご覧ください。  
なお、区HPにWordデータを掲載していますので、適宜ダウンロードのうえご活用願います。

[https://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki/kenko-iryo-fukushi/fukushi\\_kaigo/chiikifukushi/saigai-shien/tuzukisonae.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki/kenko-iryo-fukushi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/saigai-shien/tuzukisonae.html)



問合せ先：福祉保健課事業企画担当

担 当：鈴野、西谷

T E L：948-2345

F A X：948-2354

E m a i l：tz-tifuku@city.yokohama.lg.jp

(第1号様式)

年 月 日

都筑区長

申請者 住 所  
団体名  
会 長  
(問い合わせ先) 担当者  
電 話

## 都筑区災害時要援護者支援事業補助金交付申請書

都筑区災害時要援護者支援事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

### 1 交付申請額

¥ \_\_\_\_\_

### 2 添付書類

- (1) 都筑区災害時要援護者支援事業計画書 (第2号様式)
- (2) 都筑区災害時要援護者支援事業収支予算書 (第3号様式)
- (3) 団体の規約、定款その他これらに類する書類
- (4) 団体の収支予算に関する書類

※この書類及び添付書類は、補助金の交付が決定した場合、横浜市市民協働条例第7条の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。

(第2号様式)

## 都筑区災害時要援護者支援事業計画書

1 事業の ねらい・目標	
2 今年度の 活動内容	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 要援護者の把握に関する活動</li><li><input type="checkbox"/> 要援護者の訪問に関する活動</li><li><input type="checkbox"/> 要援護者の安否確認や避難誘導訓練等に関する活動</li><li><input type="checkbox"/> 要援護者支援事業の広報などの事業実施に関する事務</li></ul> <p>※当てはまる活動にチェックしてください。</p>
3 今年度の活動の 日程・内容の詳細	
4 備 考	

※ その他、活動内容がわかる資料などがあれば添付してください。

(第3号様式)

## 都筑区災害時要援護者支援事業収支予算書

収入合計 　　¥ \_\_\_\_\_

支出合計 　　¥ \_\_\_\_\_

### 1 収入の部

項 目	金 額
・ 市補助金	円
・	円
・	円
合 計	円

### 2 支出の部

項 目	説 明	金 額
要援護者の把握に関する経費	・ ・ ・	円 円 円
要援護者の訪問に関する経費	・ ・ ・	円 円 円
要援護者の安否確認や避難誘導訓練等に関する経費	・ ・ ・	円 円 円
要援護者支援事業の広報などの事業実施に関する経費	・ ・ ・ ・ ・	円 円 円 円 円
その他 (自主事業)	・	円
合計		円

※それぞれの説明の項目に具体的な内容を記入してください。

(第6号様式)

年 月 日

都筑区長

申請者 住 所  
団体名  
会 長  
(問い合わせ先) 担当者  
電 話

都筑区災害時要援護者支援事業補助金交付請求書

年 月 日都筑福第 号により決定通知のありました  
都筑区災害時要援護者支援事業補助金を次のとおり請求します。

請求額 \_\_\_\_\_ 円

上記請求に係る補助金は、下記の口座に振込みをしてください。

金融機関名								支店
種 別	普通・当座	口座番号						
□ 座 名 義	フリガナ							
	氏 名							

※振込先が代表者以外の口座の場合は、下記の委任状欄も記入してください。

\_\_\_\_\_委任状\_\_\_\_\_

委任者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は下記の者を代理人と定め受領の権限を委任します。

受任者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(第7号様式)

年 月 日

都筑区長

申請者 住 所

団体名

会 長

(問い合わせ先) 担当者

電 話

### 都筑区災害時要援護者支援事業実績報告書

年 月 日都筑福第 号で交付決定の通知を受けた、都筑区  
災害時要援護者支援事業補助金の対象事業の実績について、関係書類を添えて  
次のとおり報告します。

事業名（名称）	実施年月日	参加者数	主な内容等

(第8号様式)

## 都筑区災害時要援護者支援事業収支決算書

収入合計 〃 \_\_\_\_\_

支出合計 〃 \_\_\_\_\_

### 1 収入の部

項 目	金 額
・ 市補助金	円
・	円
・	円
合 計	円

### 2 支出の部

項 目	説 明	金 額
要援護者の把握に関する経費	・ ・ ・	円 円 円
要援護者の訪問に関する経費	・ ・ ・	円 円 円
要援護者の安否確認や避難誘導訓練等に関する経費	・ ・ ・	円 円 円
要援護者支援事業の広報などの事業実施に関する経費	・ ・ ・ ・ ・	円 円 円 円 円
その他 (自主事業)	・	円
合計		円

※ 1 件の支出が 10 万円以上の場合は、支出に関する領収書及び経費支出を証する書類又はその写しを添付してください。

# 都筑区災害時要援護者支援事業補助金交付要綱

制 定 平成 20 年 6 月 23 日都筑福第 1226 号（区長決裁）

最近改正 令和 4 年 5 月 18 日都筑福第 119 号（区長決裁）

## （目的）

第 1 条 この要綱は、「都筑区地域福祉保健計画」の基本理念と目標に基づき、高齢者や障害者など、災害時に避難が困難と予想される者（以下「要援護者」という。）に対して、地域の自主的な支援活動を行う団体に、その活動費の一部を補助することにより、地域の要援護者を含めた防災力強化や支えあいの仕組みづくりを行うこと（以下「災害時要援護者支援活動」という。）を目的とする。

2 都筑区災害時要援護者支援事業に関する補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## （補助対象）

第 2 条 補助対象は、都筑区内の地区連合町内会自治会のうち、災害時要援護者支援活動に取り組む団体とする。

## （交付方法）

第 3 条 この要綱に基づく補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

## （交付基準）

第 4 条 第 2 条に掲げた団体に対する補助金は、当該団体が 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間に行う活動を対象とし、交付基準は、別表のとおりとする。

2 補助金の交付は、同一の団体に 1 会計年度あたり 1 回を限度とする。

## （交付申請）

第 5 条 補助金規則第 5 条第 1 項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期日は、原則、毎年 5 月の末日とする。ただし、都筑区長（以下「区長」という。）が必要と認める場合には提出期日を延長することができる。

- 2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする団体が提出する書類は、都筑区災害時要援護者支援事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「補助金交付申請書」という。）を用いなければならない。
- 3 補助金規則第5条第2項の規定により必要とされる補助金交付申請書への添付書類は、次の各号に関する書類とする。
  - (1) 都筑区災害時要援護者支援事業計画書（第2号様式）
  - (2) 都筑区災害時要援護者支援事業収支予算書（第3号様式）
  - (3) 申請団体の規約、定款その他これらに類する書類
  - (4) 申請団体の収支予算に関する書類

（交付決定）

第6条 区長は、前条の規定に基づく交付申請があった場合は、その内容の審査を速やかに行い、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

（交付決定通知）

第7条 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知は、都筑区災害時要援護者支援事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

- 2 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、都筑区災害時要援護者支援事業補助金不交付決定通知書（第5号様式）により行うものとする。

（申請の取下げの期日）

第8条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請団体が決定通知の交付を受けてから20日後の日とする。

（補助金交付の請求）

第9条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、都筑区災害時要援護者支援事業補助金交付請求書（第6号様式）により行わなければならない。

（補助金交付時期の例外）

第10条 補助金規則第17条の規定により市長が補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる場合は、団体の資金状況を勘案し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ、

補助事業を実施できない場合とする。

2 前項の規定により補助金を交付する場合は、前金払いとする。

(実績報告)

第 11 条 補助金規則第 14 条第 1 項の規定により補助金の交付を受けた団体が区長への報告に用いる書類は、都筑区災害時要援護者支援事業実績報告書(第 7 号様式。以下「事業実績報告書」という。)を用いなければならない。

2 事業実績報告書には、次の各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 都筑区災害時要援護者支援事業収支決算書(第 8 号様式)

(2) 支出に関する領収書及び経費支出を証する書類又はその写し。ただし、1 件の金額が 100,000 円未満のものに係る領収書は、その提出を省略することができる。

(3) その他区長が必要と認める書類

(補助金額の確定通知)

第 12 条 補助金規則第 15 条の規定による補助金額確定の通知は、都筑区災害時要援護者支援事業補助金額確定通知書(第 9 号様式)により行うものとする。

(補助金額の返還)

第 13 条 補助金規則第 20 条第 2 項の規定による補助金の返還の請求は、都筑区災害時要援護者支援事業補助金返還請求書(第 10 号様式)により行うものとする。

(関係書類の保存期間)

第 14 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5 年とする。

(書類の閲覧)

第 15 条 補助金の交付を受けた団体及び区長は、横浜市市民協働条例第 7 条の規定に基づき、個人情報に該当する部分を除いて、次に定める書類又はその写しを一般の閲覧に供しなければならない。

	補助金の交付を受けた団体	区長
閲覧場所	補助金の交付を受けた団体の事務所又は指定する場所	都筑区役所福祉保健課
閲覧時間	補助金の交付を受けた団体が指定する時間	月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時00分まで。ただし、横浜市の休日定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）で規定する休日を除く。
閲覧期間	第5条第2項、第3項に規定する書類及び交付決定通知書にあっては補助金の交付を受けた日から、第11条第1項及び第2項に規定する書類にあっては当該書類を区長に提出した日からそれぞれ2年間とする。	

2 閲覧の申出は、閲覧に供するものに閲覧票（第11号様式）を提出することにより行う。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、区長が定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条第1項の規定については、平成24年度以降に新規に申請を行った団体及び平成25年度末時点で未申請の団体のみ、平成26年度に限り、改正前の金額を上限とする。

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

(施行期日)

この要綱は、決裁完了日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和4年5月18日から施行する。

(別表)  
 交付基準 (第4条関係)

補助対象	補助対象経費	「災害時要援護者情報の提供に関する協定」に基づく都筑区からの要援護者情報の提供	補助限度額
都筑区内の地区連合町内会自治会のうち、災害時要援護者支援活動に取り組む団体	(1)要援護者の把握活動に関する経費 (2)要援護者の訪問活動に必要な経費 (3)要援護者の安否確認や避難誘導を目的とした訓練等に関する経費	あり(情報共有方式による要援護者名簿の提供)	15万円
	(4)広報などの事業実施に関する経費 (5)その他区長が特に必要と認めた経費	あり(同意方式による要援護者名簿の提供)	10万円
		なし	7万円

令和8年3月19日

都筑区内自治会町内会  
会 長 様

都筑区スポーツ協会  
会 長 吉野 富雄

## 都筑区スポーツ協会創立30周年 記念誌・記念品について

日頃より、都筑区スポーツ協会の活動に対しましてはご理解・ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

都筑区スポーツ協会は創立30周年を迎えその記念として、記念誌及び記念品のトートバッグを作製しました。つきましては、各自治会町内会の会長宛にそれぞれ一つとなりますが、お送りさせていただきます。

都筑区スポーツ協会事務局

池辺町2973-1 スポーツセンター内

事務局 栗原 克人

TEL/FAX 949-1654

# 創立三十周年記念誌



都筑区スポーツ協会

2026年2月

## 目 次

ご挨拶	都筑区スポーツ協会会長 都筑区連合町内自治会長	吉野 富雄	……	1
祝 辞	横 浜 市 長	山中 竹春	……	1
	都 筑 区 長	佐々田 賢一	……	2
	(公財)横浜市スポーツ協会会長	山口 宏	……	2
都筑区スポーツ協会のあゆみ (21～30年)			……	3
都筑区スポーツ協会三十周年記念特別表彰者一覧			……	4—5
専門部紹介				
野球協会			……	6
剣道連盟			……	7
バレーボール協会			……	7
ソフトボール協会			……	8
バドミントン協会			……	8
卓球協会			……	9
テニス協会			……	9
サッカー連盟			……	10
ゲートボール連合			……	10
インディアカ協会			……	11
都筑区スポーツ協会賛助会名簿			……	12
都筑区スポーツ協会三十周年記念行事実行委員会名簿			……	13
編集後記			……	13

創立三十周年を迎えて

都筑区スポーツ協会 会長 吉野 富雄



このたび、都筑区スポーツ協会が創立 30 周年を迎えることができました。30 年間、各方面からのご支援、ご協力を頂きましたこと、そして、今日まで当協会の運営にご尽力いただきました、理事・顧問・協会関係者並びに都筑区民の皆様のご多大なるご支援のもとに、記念式典、並びに記念誌を発刊することができましたこと、心より感謝申し上げますとともに、厚く御礼申し上げます。

当協会は、平成 6 年 11 月に都筑区体育協会として発足して、今では、都筑区スポーツ協会と名称変更され、現在 11 専門部とスポーツ協会が地域スポーツの振興に寄与し幅広い展開をしております。昨今は、メジャーリーグの大谷をはじめ、日本人選手の活躍は素晴らしいものですが、2026 年にイタリアのミラノで開催されます冬季オリンピックでの活躍にも期待をしているところです。また、私たちの都筑区をホームとするプロバスケットボールチーム、横浜ビー・コルセアーズへの都筑区応援 Day の開催などがあり、益々スポーツ振興が盛んになっております。スポーツを通じて健康づくり・街づくりを推進し、明るく、元気な都筑区を目指していく所存でございます。

今後とも、皆様のご健康とご多幸を祈念するとともに、当協会の活動へ、一層のご指導・ご支援をお願い申し上げます。

お祝いの言葉

横浜市長 山中 竹春



都筑区スポーツ協会の創立 30 周年を心からお祝い申し上げます。貴会が長年にわたり地域の皆様と取り組まれてきたご活動と、歴代役員をはじめ全ての関係者の皆様のご尽力に、心から敬意と感謝を申し上げます。

スポーツには、体力の向上や心身の健康だけでなく、人や地域をつなぎ、私たちの生活、ひいては人生を心豊かにする大きな力があります。横浜市は、スポーツを身近に感じられるまちの実現を目指し、引き続き、地域に根ざしたスポーツの振興や市民の多様なスポーツ環境の充実などにしっかりと取り組んでまいります。

貴会の皆様には、これまでのご経験と実績を礎に、今後も都筑区のスポーツ振興と区民の皆様の健康・交流促進にご尽力いただきますようお願い申し上げます。

都筑区スポーツ協会のさらなる発展と、皆様のご健勝を心より祈念し、創立 30 周年のお祝いの言葉とさせていただきます。

お祝いの言葉

都筑区長 佐々田 賢一



都筑区スポーツ協会が創立30周年を迎え、歩みを記録した記念誌が発刊されますことを心よりお慶び申し上げます。また、日頃より区政へのご理解とご協力を賜り、改めて深く感謝申し上げます。

貴協会は、平成6年11月の都筑区誕生とともに設立され、地域に根ざした活動を継続されてきました。30年という節目を迎え、これまでのご尽力に心から敬意を表するとともに、深く感謝申し上げます。これまで、様々な年代の方が参加する区民大会や研修会等の開催を通して多くの方々に活躍する機会や区民の生涯の健康づくりを創出いただきましてありがとうございます。

今後とも、貴協会の皆様には、区民が笑顔で健康に暮らせるまちづくりへのご支援をお願い申し上げます。

都筑区スポーツ協会のさらなるご発展と、皆様のご健勝を心より祈念し、創立30周年のお祝いの言葉とさせていただきます。

祝 辞

公益財団法人横浜市スポーツ協会

会長 山口 宏



都筑区スポーツ協会が創立30周年という記念すべき節目を迎えられましたこと、心よりお祝い申し上げます。長年にわたり、地域スポーツの振興に注がれた皆様のひたむきなご尽力に対し、深く敬意を表します。

貴協会の活動が、世代を超えて人々の心を結び、豊かなコミュニティを育ててこられたことは、誠に素晴らしい功績です。この尊い歩みに、私たち横浜市スポーツ協会も深く共感するものであります。

都筑区は都市と自然が調和した魅力ある地域として、多くの人々がスポーツを楽しむ環境に恵まれています。その中で、貴協会が培ってこられた「地域で支え合い、誰もがスポーツを楽しめるまちづくり」の取り組みは、区民の心に深く根付いています。

これからも、スポーツの力で笑顔と活力にあふれる都筑区の発展に寄与されますことを、心よりお祈り申し上げます。

## 都筑区スポーツ協会のあゆみ（2016～2025年）

創立21年目から30周年を迎えるまでの10年間、都筑区スポーツ協会は、区民の皆さま、地域で支えてくださる自治会町内会・企業の皆さま、そして行政の皆さまのご理解とご協力により、活動を継続してまいりました。まずは日頃からの温かなご支援に心より感謝申し上げます。

私たちは、世代や競技を越えて「誰もが身近にスポーツを楽しめる都筑区」を目指し、各種大会・スポーツ体験会の開催、指導者や審判の育成、子どもたちの体力づくり、健康づくりの普及、地域行事との連携など、スポーツ振興の一端を担うことができたことをここに報告いたします。なお、令和5年（2023年）には「都筑区体育協会」から「都筑区スポーツ協会」へ改名し、より幅広い世代が親しめる協会として、新たな歩みを進めております。

この間、少子高齢化が進み、参加者層や地域ニーズは大きく変化しました。子どもたちの競技人口の確保だけでなく、シニアの健康維持・介護予防、子育て世代や女性が参加しやすい環境づくり、障がいの有無にかかわらず楽しめる場の提供、そして運営を支える担い手・ボランティアの育成が、より重要になっています。私たちはこれまで以上に地域との連携を深め、初心者から競技志向の方まで参加できる機会を広げるとともに、スポーツに触れる機会がたくさんの人に提供できる体制づくりを進めてまいりました。また、都筑区にホームを構えるプロバスケットボールチーム「横浜ビー・コルセアーズ」の存在は、観るスポーツの魅力を生身近にし、次の一歩へのきっかけにもなっています。一方で、スポーツを「支える側」の担い手確保は今後の大きな課題であり、誰もが無理なく関われる運営体制づくりと、ボランティア参加の裾野を広げる工夫を進めてまいりました。

2020年から3年間にわたる新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、活動の中止・縮小、会場利用の制限、感染対策を前提とした運営など、当たり前だった交流の形が一変しました。それでも、関係者の知恵と工夫、参加者の理解により、できることを一つずつ積み重ね、再開へと歩みを進めてきました。再び仲間と汗を流し、声を掛け合える日常が戻った今、スポーツが心と地域をつなぐ大切な力であることをあらためて実感しています。

これからも都筑区スポーツ協会は、区民の皆さまの笑顔と健康のため、地域の皆さまとともにスポーツ振興を支え、次の世代へつながる取り組みを続けてまいります。

都筑区スポーツ協会三十周年記念・特別表彰者一覧(敬称略)

1、都筑区スポーツ協会創立 21 年～30 年の貢献が顕著な方を表彰する。

1) 都筑区スポーツ協会創立 21 年～30 年の、都筑区スポーツ協会会長として務めた方、及びそれに準ずる功績・都筑区スポーツ協会の三役を 20 年以上務めた方。

『スポーツ栄誉賞』の授与／区長・会長名

☆村田 輝雄：都筑区スポーツ協会第五代会長

☆岩嶋 伸幸：都筑区スポーツ協会第六代会長

☆黒崎 二男：都筑区スポーツ協会創立から 30 年間副会長・事務局長を務めた方。

2) 都筑区スポーツ協会創立 21 年～30 年間、副会長として務めた方。

『特別功労賞』の授与／区長・会長名

☆加藤 豊：(社) 横浜北工業会副会長

3) 都筑区スポーツ協会創立 21 年～30 年間、理事(副会長、会計、監事、理事)として務めた方。

『特別功労賞』の授与／区長・会長名

☆中山 敏明：かちだ連合自治会会長

☆辻田 むつ代：新栄早淵連合町内会会長

☆栗原 克人：都筑区ソフトボール協会副会長

☆座間 伸一：都筑区インディアカ協会会長

☆持増 信昭：都筑区バドミントン協会副会長

☆鈴木 信之：都筑区サッカー連盟専門部長

3、顕著な成績、団体の部、個人の部：創立三十周年の節目に当たり、全日本大会、国民スポーツ大会での優勝、

国際大会の入賞者に対して『特別賞』の授与／会長名

1) 個人の部

☆黒崎 二男 (バドミントン協会)

○第 39 回全日本シニアバドミントン選手権大会、香川県／高松市

・種目：80 歳以上男子シングルス→成績：優勝

○第 40 回全日本シニアバドミントン選手権大会、福岡県／北九州市

・種目：80 歳以上混合ダブルス→成績：優勝

・第 41 回全日本シニアバドミントン選手権大会、神奈川県／小田原市

・種目：80 歳以上男子ダブルス→成績：優勝

☆男全 瞳 (バドミントン協会)

○第 41 回全日本シニアバドミントン選手権大会、千葉県／船橋市

・種目：30 歳以上混合ダブルス→成績：優勝

2) 団体の部：該当団体無し

横浜市スポーツ功労賞：市内のスポーツ団体で要職を10年以上務め、体育・スポーツの普及発展に貢献している（55歳以上）

☆鈴木 信之（サッカー連盟）

横浜スポーツ普及功労賞：各区において、10年以上にわたりスポーツの普及振興に寄与し、現在も引き続き尽力している者、10年以上にわたりスポーツクラブの育成のために、率先して指導に当たっている者で、現在も引き続き熱心に指導している者

☆中沢 卓司（剣道連盟）

☆平野 紀子（バレーボール協会）

都筑区功労賞功労賞：区内で概ね10年以上の活動、引き続きが活動している事が望ましい。（50歳以上）

☆宮迫 弘（野球協会）

☆川崎 真吾（剣道連盟）

☆飯塚 真由美（バレーボール協会）

☆伊藤 深雪（バドミントン協会）

☆工藤 健哉（卓球協会）

☆白井 ゆみ（テニス協会）

☆内川 慶（サッカー連盟）

☆田中 裕子（インディアカ協会）

都筑区普及賞：※区内で概ね5年以上の活動は引き続きが活動している事が望ましい。

（年齢制限なし）

☆森 勇治（野球協会）

☆佐々木 奈緒・田中 寛顕（剣道連盟）

☆安部 祐香・朝村 万里子（バレーボール協会）

☆上家 英之（ソフトボール協会）

☆播川 加奈子・横田 希（バドミントン協会）

☆吉原 真理子（卓球協会）

☆山田 文夫（テニス協会）

☆佐目 祥昭（サッカー連盟）

☆杉山 宏（ゲートボール連合）

☆星 裕介・平出 学（インディアカ協会）

## 都筑区野球協会

都筑区野球協会及び少年野球連盟も令和6年度に、創立30周年を迎えることができました。これまでの大会に参加・協力していただいたチームの皆様、運営に携わった役員・審判員の皆様、それぞれの地域でご支援ご協力をいただいた多くの皆様に感謝を申し上げます。

### 【成人の部】

区民野球大会は、地域の方々から身近なスポーツとして親しまれ、健康と親睦を図ることを目的として区内在住・在勤者による野球愛好者によって運営されています。

社会や生活環境が変化する中で、大手企業の移転など、色々なことの重なりが参加チームの減少に繋がっていると思われ、協会として参加チームを増やす運動をしています。

これからも「誰でも楽しめる生涯スポーツ」として取り組んでいきますので、自治会や会社、同窓生の親睦の場として、多くの皆様の参加をお待ちしております。

### 【学童の部】

学童野球は11チームでスタートし、多いときは18チームで800人を超える人数でしたが、現在は16チームで約400人と減少してきました。

多くの子どもたちに野球の楽しさを知ってもらうために、小学3年生以下を対象にしたティボール野球（ティの上にボールを置いて打つ）や4年生以下を対象にした入門的な大会などの底辺拡大に取り組み、全国大会に出場するチームや横浜市の各区選抜大会で優勝するなど、喜ばしい成果が出ています。

今後とも、多くの皆様楽しんでいただけるように運営していきますので、引き続きのご支援・ご協力のほどを、よろしくお願い申し上げます。

## 都筑区剣道連盟

会長 城田 政春

剣道は「剣の理法の修練による人間形成の道である」という剣道理念を掲げ、剣道技術のみでなく日本古来の文化を継承しながら心の成長を目的とした武道です。体格や性別に左右されることなく生涯スポーツとして自分の体力と生活パターンに合わせて稽古することができます。都筑区剣道連盟は、4つの剣友会・剣士会と中学校（10校）、高等学校（4校）の部活動で老若男女合わせて約400名の会員が稽古に励んでおり、毎月1回の合同稽古会では、各剣友会・道場及び中学剣道部の希望者と汗を流しています。

都田中学校は、ほぼ毎年全国大会に出場しており、平成28年の女子団体戦では優勝を果たしました。川和中学校は、昨年の関東大会女子団体戦で中学校から剣道を始めた生徒が5人中4名もいて注目を浴びました。又、7段の保有者がこの10年間で5名から13名に増加し、指導者レベルの向上も目を見張るものがありました。今後の課題としては、所属団体一丸となり未就学児、小学生が剣道をやりたいと思うような環境作りと情宣活動を行っていきます。

## 都筑区バレーボール協会

20周年を祝った日から10年が経ち、バレーボール協会も様々な変化がありました。10年前、登録は14チームあり、リーグ戦はA・Bブロックに分かれて行っていました。2018年からは、それまでの区民大会を秋季大会へと大会名を変更し、他地区のチームを招待するなど、新たな出会いや交流を育んできました。他にも、従来通りに協会大会やはなみずき大会、睦月交流会や審判研修会等で活発に活動していました。

ところが、2019年からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、2020～2021年度まですべての大会だけでなく、チームの活動も中止せざるをえなくなりました。2022年度からは、感染対策に注意を払いながら徐々に活動を再開しましたが、登録が9チームに激減。それでも、リーグ戦は1ブロック総当たり戦として運営、各種大会も男女混合の部の新設や他地区のチームを招待、他地区の大会に参加するなど、新たな試みで活動を盛り上げています。

今後もバレーボールを楽しめる環境作りと、一層の普及に努めてまいります。

## 都筑区ソフトボール協会

### ソフトボール協会の状況報告

加盟チームは、一般の部 9 チーム、壮年の部 10 チーム、シニアの部 7 チーム。スーパーシニアの部 2 チームです。

区民大会を令和 3 年まで、春(3 月～)・秋(8 月～)季大会を開催していましたが、現在は、通年で開催しています。

また、港北・緑・青葉・都筑区の交流を目的として各区の優勝チームによる大会を平成 7 年以来開催している。

課題として

- ①平成 19 年から女性の部の試合ができない。また、登録チーム数も減少傾向にある状況のため普及に努める。
- ②審判員の増員を図るため大会参加資格に平成 23 年度から審判員登録を義務付ける。
- ③駐車場の問題から大会で使用可能なグラウンドが激減し試合が困難になっている。

## 都筑区バドミントン協会

バドミントン協会は都筑区区制施行と同時に発足し、関係団体の皆様のご支援のもと①組織の充実と区民大会の円滑な運営、②競技の普及と振興、③選手の強化の推進を目指し活動しています。

区民大会は年 6 回開催していますが、2020 年度は新型コロナ拡大により会場の都筑スポーツセンター(SC)が利用できず、全大会中止となりました。その後も密集防止のため会場の利用人数が制限された期間は、大会を種目別に分割開催して切り抜けてきました。2024 年度は都筑 SC が工事で休館したため、市協会の協力により区外施設で大会開催を続けました。

競技の普及のためには教室を開催しており、都筑 SC の利用再開後は多くの参加者で賑わっています。選手の強化へ向けては、代表選手を県内の市区町村対抗大会へ派遣し、2024 年は団体 3 位、25 年には準優勝と県内トップクラスの実力をつけています。

今後も引き続き区民の皆様が楽しみ活躍できるよう活動していきます。どうぞよろしく願いいたします。

## 都筑区卓球協会

### 《最近 10 年間の活動》

2020 年～2021 年はコロナ渦により各事業活動の全部又は一部を中止としましたが、他の年度は、以下の事業活動を行いました。

#### 【区民卓球大会】

都筑スポーツセンターで、年に団体戦 5 回、個人戦 1 回の計 6 回開催。参加者が練習の成果を発揮できるよう実力別にランク分けし、上級者から初級者までどのチームも入賞のチャンスがある様に運営。仲町台地区センターで年 2 回、個人戦シングルス大会を開催。区民、近隣卓球愛好者や初級者が気軽に参加できる運営とし、毎回定員 80 名がほぼ満員の盛況。

#### 【各地区センターへのサポート】卓球教室、夏休み子ども卓球教室

仲町台地区センター(10 回コースを 3 期)、北山田地区センター(8 回コースを 3 期)、大熊スポーツ会館(8 回コースを 2 期)で中級者、初級者、初心者を対象にサポート。毎年夏休みに、北山田、仲町台の地区センターにて各 5 日間、小学生をサポート。

#### 【記念事業】

- ・当協会 25 周年記念として 2 日間の卓球合宿
- ・当協会 30 周年記念として 2026 年 1 月大会で記念品を贈呈

## 都筑区テニス協会

当協会は、現在 10 の加盟団体と 12 名の理事により構成され、主に区民大会の企画運営を行っております。この 10 年間に於いては、新型コロナにより活動自粛を余儀なくされた事が大きな出来事でした。

協会では大会の早期再開を目指し「安心を作って開催する」を念頭に、身体的接触が無いというテニス競技の特徴を活かし、自粛期間中に得た経験知により感染予防ルールを策定しました。また、参加者の皆様にはルールを守る、すなわち自分自身を守ることをお約束いただくことで大会の再開を果たしております。

なお、大会方式は、より多くの方々に区民大会を楽しんでもらえるよう、年齢別カテゴリーの細分化を行いました。また、緑区様、青葉区様と合同で年 2 回のジュニア大会を開催しております。昨年までに 78 回を開催しており、多少なりともジュニアの育成に寄与していると自負しております。

引き続き、より良い大会運営を目指してまいりますので、今後とも都筑区テニス協会をよろしくお願いいたします。

## 都筑区サッカー連盟

都筑区サッカー連盟は、サッカーを通じて少年少女の健やかな成長を支え、地域の皆さまとともに普及・育成に取り組んでまいりました。指導者や審判、保護者の皆さまのご協力のもと、安心・安全な環境づくりとフェアプレーを大切に、子どもたちが仲間と挑戦できる場を守っています。かつては社会人リーグも運営していましたが、チーム数の減少により約5年前に休止となり、将来の再開も視野に入れつつ参加の裾野を広げることが今後の課題です。この10年を振り返るとやはり新型コロナの拡大で活動が制限され、「当たり前」にボールを蹴れる環境の尊さを痛感すると同時に、支える多くのボランティアの力を改めて実感しました。

一方、都筑区で育った選手がJリーグや海外へ挑戦し、日本代表に選出される選手も現れています。2026年6月開幕のFIFAワールドカップでの飛躍も期待しています。皆さまの支えに感謝し、次の10年も引き続きサッカーの楽しさを伝えてまいります。

都筑区スポーツ協会30周年おめでとうございます。

## 都筑区ゲートボール連合の歩み

1947年クロッカーをヒントに子供向けの遊びとして考案されたゲートボールも、近年は高齢者のスポーツとして認識されて若年層から関心が薄くなってしまったゲートボールを、いかにして競技年齢層の引き下げるかというテーマに苦しんできた10年でした。そのうえ5年前に発生した新型コロナウイルスにより、競技の運営方法が大きく制限されました。競技開始には、試合使用球の消毒、体温測定、手指消毒を実施し、そのうえマスクの着用しての競技運営を実施しました。更にこの数年の異常気象の影響で春先からの熱暑が続く屋外競技の為、高齢者の健康維持にも気を遣い、試合のインターバルの調整、試合最中の給水タイムの導入等の運営方法が求められました。幸いにも新型コロナに感染することもなく又、熱中症になることもなく無事に競技の運営が出来たことは会員の協力のお陰と感謝しております。競技は、4月開催春季・10月開催秋季市民大会と、都田荏田老連共催の6ヶ月に渡るリーグ戦、4区（都筑、青葉、緑、港北区）ゲートボール連合親善交流試合を実施しました。その他市・県連合主催競技に参加し、審判員も積極的に派遣しています。

## 都筑区インディアカ協会

10年前は10チームだった登録チームが、今では7クラブチームに減少し、5部門あった大会も、混合の1部門だけになってしまいました。

「新型コロナウイルス」が原因で20年21年と活動も大会も中止になってしまいました。何もできない2年の間に離れてしまった人が多々いると思います。「コロナ」が落ち着き、徐々に練習が再開しはじめ、マスクの着用、消毒の徹底が必須でしたが、大会もようやく再開することができました。

区民大会も都筑区の登録チームだけでは少ないので、25年の大会から日頃交流のある区外のチームにも声をかけることとし、7月には20チーム、11月には18チームの参加チームが集まり区民大会の活気がようやく戻りました。

インディアカは年齢問わず楽しめるスポーツです。経験豊富な方々に支えられ、若い人達のパワーをもらって、10年後の40周年を目指して都筑区インディアカ協会を盛り上げていきたいと思っています。

都筑区スポーツ協会に協賛いただいている企業団体・個人名（敬称略）

### 株式会社エイアールシー

都筑区サッカー親父の会 都筑区少年サッカー親父の会  
都筑区ソフトボール協会 都筑区ゲートボール連合 都筑区野球協会

都筑区少年野球協会 第一カーボン株式会社 株式会社司興業  
都筑区商店街連合会 愛の引越サービス 株式会社ハートランド  
吉野富雄 栗原靖 都筑スポーツセンター 株式会社貝塚造園  
株式会社小野寺マーク製作所 大東建託株式会社 神奈川ロイヤル株式会社  
有限会社白馬産業 山崎製パン株式会社 神奈川中央住宅株式会社  
村田輝雄 都筑区バレーボール協会 工藤建設株式会社  
都筑区インディアカ協会 有限会社ハセガワ企画 横手美枝子  
千葉貴弘 パナソニックオペレーションズ株式会社  
ラーメンうえむらや 三峯産業株式会社 医療法人建水会あすなろ

一般社団法人横浜北工業会 株式会社ブラザーモーター  
有限会社サンケイ自動車 株式会社美濃屋あられ 横浜農業協同組合都田支店  
横浜農業協同組合都筑中川支店 五味淵鋼鉄株式会社 北栄電機株式会社  
有限会社佐久間商店 有限会社河野 株式会社東海リネンサプライ マルハン都筑店  
株式会社秀峯 都田剣友会 川和剣士会 佐江戸剣友会 加賀原剣友会  
都筑警察署少年剣士会 日蓮宗 城根山 妙蓮寺 有限会社真剣堂 有限会社竹島防具店  
セブンイレブン牛久保東1丁目店 横浜防具 おおくま不動産株式会社  
佐々木敏春 株式会社横浜ジョインター 座間塗装店 有限会社アライ電器  
善友印刷株式会社 株式会社 WAGON 有限会社串田商店

都筑区内自治会町内会 都筑区役所 横浜市スポーツ協会

## 都筑区スポーツ協会三十周年記念行事実行委員会

### ◇記念式典部会

部会長 黒崎二男（バドミントン協会）  
副部会長 栗原克人（ソフトボール協会）  
委員 志田政明（野球協会）・星野将行（剣道連盟）・横手隆（ソフトボール協会）  
持増信昭（バドミントン協会）

### ◇記念誌発行部会

部会長 座間伸一（インディアカ協会）  
副部会長 鈴木信之（サッカー連盟）  
委員 平野紀子（バレーボール協会）・矢野幸雄（卓球協会）  
新井宏次（テニス協会）・横山謙一（ゲートボール連合）

### ◇記念事業会計

会計 鈴木信之（サッカー連盟）

### 編集後記

都筑区スポーツ協会は、地域の皆さまをはじめ、多くの方々の温かなご支援・ご協力に支えられ、活動の幅を広げながら歩みを重ねてまいりました。創立 10 周年で芽吹いたつながりは、20 周年で成人式を迎えるように確かな礎となり、30 周年の今、私たちはより地域に対して、丁寧な対応をしていきたいと考えております。都筑区も誕生から 30 周年を迎えました。日頃より支えてくださる地域の皆さまに心より感謝申し上げます。これからの 10 年も世代をつなぎ新しい挑戦を重ねながら、スポーツの力で健康と笑顔が広がる未来へ、ともに歩み続けたいと思います。

都筑区スポーツ協会創立三十周年記念誌

発行日 令和 8 年 2 月 14 日

発行者 都筑区スポーツ協会

印刷・製本 善友印刷株式会社



都筑区スポーツ協会

〒224-0053 横浜市都筑区池辺町 2973-1

都筑スポーツセンター内

TEL/FAX 045-949-1654